

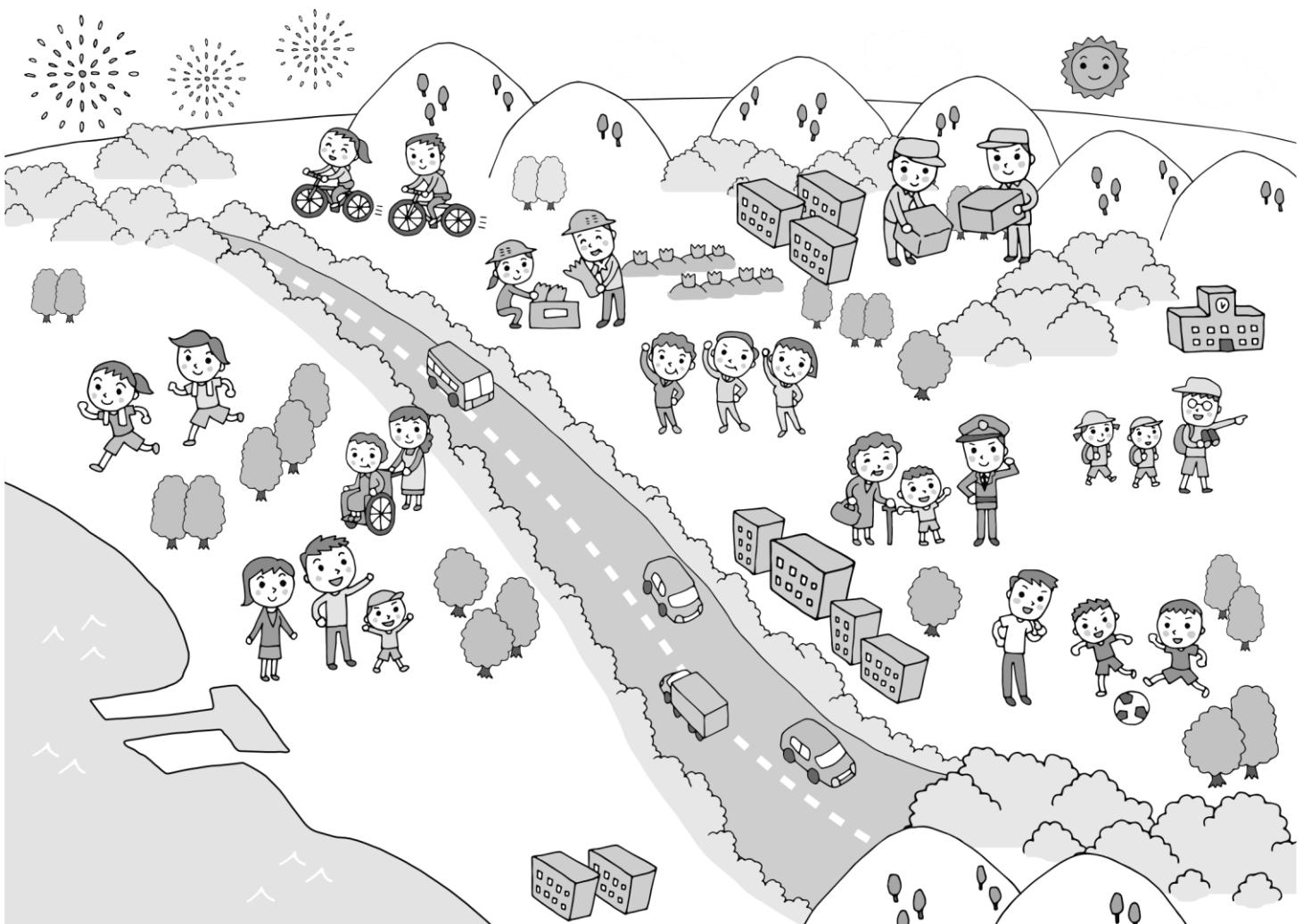
自治会

令和6年度

ハンドブック

令和6年4月

長浜市連合自治会



はじめに

私たちの地域には、防犯、防災、交通安全、介護、子育て、青少年育成、環境保全など身近で大切な課題が数多く存在します。

誰もが明るく健やかに暮らし、地域の諸問題を解決していくためには、地域事情を一番知っている私たち住民が、主体性をもって、行政や関係機関と協働しながら取り組んでいくことが必要です。

その活動の基礎となるのは、やはり「自治会」であり、自治会活動は地域のなかで交流を深め合い、あたたかさとやすらぎが息づく、安心して暮らせる住みよい地域社会づくりをめざす共同の営みです。

しかし、近年では、少子高齢化や役員のなり手不足、コミュニティ意識の希薄化、事業への参加率低下など自治会の運営に頭を悩ますことが多くなってきたように思います。また、自治会の運営に役員として初めて関わったときは、分からぬことばかりでスタートをなかなか踏み出せないこともあるようです。

長浜市連合自治会の趣旨と目的は、会則のとおり「自治会活動の振興」であり、活動がスムーズに、また活発に展開されることをお手伝いすることです。このため、自治会運営や各種活動に関わっていただく方々をはじめ、多くの市民の皆さんにご活用いただけるよう、必要と思われる事項をできる限り盛り込んだ「自治会ハンドブック」を作成し配布させていただいているます。

この「自治会ハンドブック」が、市民の皆さんの自治会活動への積極的な参画と、「市民が主役のまちづくり」「住むことに誇りの持てる地域づくり」の実現に向けた、協働の取組の一助となれば幸いです。

令和6年4月

長浜市連合自治会

目 次

第1章 自治会とは

第1節 共助の力	1
第2節 地域の絆	1
第3節 自治会とは	1

第2章 長浜市の自治会

第1節 単位自治会	2
第2節 地区連合自治会	2
第3節 長浜市連合自治会	2

第3章 自治会の運営

第1節 役員を決める	3
第2節 会議の開催	7
第3節 事業計画をつくる	8
第4節 会計処理	9
第5節 広報活動	9
第6節 規約をつくる	11

第4章 自治会活動

第1節 市政事務嘱託員	12
第2節 自主防犯活動	12
第3節 自主防災活動	13
第4節 交通安全活動	14
第5節 環境保全活動	15
第6節 自治会要望	15
第7節 自治会活動保険	16

第5章 自治会への支援

第1節 市政事務嘱託員報償金	17
第2節 自治会活動振興交付金	17
第3節 自治会合併・連携支援交付金	17
第4節 自治会活動に対するその他の補助金等	17
第5節 出前講座	17

第6章 自治会の法人化

第1節 認可地縁団体について	18
----------------	----

第7章 地域づくり協議会

第1節 地域づくり協議会とは	19
第2節 自治会との違い	19

第8章 自治会活動の課題と対応

第1節 加入者が減っています	21
第2節 役員の仕事が多すぎ、なり手が見つかりません	21
第3節 活動の参加者が集まりません	22

第9章 資料

第1節 例規等	23
長浜市市民自治基本条例	23
長浜市市政事務嘱託員設置規程	29
長浜市市政事務嘱託員あて文書取扱規程	30
長浜市自治会告示の基準に関する規則	32
長浜市人権学習推進員設置要綱	33
長浜市連合自治会会則	34
第2節 規約例	37
自治会規約	37
認可地縁団体規約	40
自主防犯隊規約	45
自主防災組織規約	46
第3節 書式例	48
総会次第、事業計画書（事業報告書）、予算書、決算書、監査報告書、予算科目、総會議事録	
第4節 文書例	54
総会開催通知、自治会加入案内（日本語、ポルトガル語、やさしい日本語）、自治会加入案内チラシ、自治会加入への協力依頼（日本語、ポルトガル語）、ボランティア募集	
第5節 自治会と関連のある市業務と担当課	63
第6節 自治会一覧	66
第7節 地域づくり協議会一覧	78

第1章 自治会とは

第1節 共助の力

一昔前、道路や水路はみんなでなおし、田植えや稻刈り、家の建築なども地域で手伝ったり、手伝ってもらったりしていました。このように、自分やその家族だけではできないことを、地域で協力しながらやっていくことを「共助」といいます。

現在では、自分たちの住みよいまちを創るため、特に防犯・防災、交通安全や環境保全などに、「共助」の力が必要になってきています。

しかし、その力は、だんだんと弱くなってきており、過疎化や高齢化のため、地域で活動できる人が減ってきたこと、人の価値観が多様化するなかで、住民どうしの関わりが希薄になり、付き合いの場、ふれあいの場が少なくなってきたことなどがその理由にあげられます。また、高度経済成長の時代に、税の増収に支えられた行政が、これまで「共助」によって支えられてきたことを、行政の力で行う「公助」に変えてしまったことも、その一因といわれています。

第2節 地域の絆

では、今なぜ共助の力を高めることが求められているのでしょうか。それは、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に共助の力が必要不可欠なものであるからです。

阪神・淡路大震災では、多くの人が消防や警察ではなく地域の人たちによって倒壊家屋から救出されました。日ごろからのコミュニティ活動が活発な地域ほど迅速な対応が行われ、救出率も高かったといいます。

少子高齢化が進み、一人暮らしのお年寄りが増えしていくなかで、個人や家族だけでは解決できない課題がますます増えていますが、いざというときに支え合う人がいることは、日々の暮らしのなかで、私たちに大きな安心を与えてくれます。

また、東日本大震災では、同じ地域に住み、普段の何げない暮らしのなかで長い年月をかけて培ってきた人と人のつながり「絆」が、被災地の人々の命を守り、支え合いながら生きる大きな力となり、ふるさと復興への原動力となっています。

第3節 自治会とは

私たちの地域には、住みよい地域を創っていくためのさまざまな課題が存在します。そのうち行政だけで解決できる課題は少なく、地域の力が大変重要になってきます。

「今よりもっと住みよいまちにしたい」「こどもたちが安全に遊び、学べる環境をつくりたい」「自分の住むまちをきれいにしたい」、そういった住民共通の願いを実現するために、みんなで力を合わせて活動していく組織、それが自治会です。

私たち個人や家庭の個々の力はたいへん小さく、限界があります。しかし、歴史的・地縁的にまとまりのある地域住民が、お互いを理解しあいながら結束力を強めたコミュニティ組織である自治会としてまとまれば、大きな力を発揮することが可能なのです。

第2章 長浜市の自治会

第1節 単位自治会

現在、長浜市には426の単位自治会があり、それぞれの地域に応じた活動が展開されています。

自治会の規模には差があり、世帯数をみると、最も大きな自治会が700世帯を超えるのに対し、10世帯未満の小さな自治会もあり、大きな開きがあります。

また、自治会活動費については、50万円未満から500万円を超えるところまで、1世帯あたりの年間の自治会費についても、5千円未満から3万円以上までの違いがあり、それぞれ活動内容も異なっています。

自治会への加入率は、市全体でみると約90%ですが、マンションやアパート、会社の寮などがある自治会では、1割から3割の未加入者があるところもあります。加入率の低下とともに、多くの自治会では、住民の高齢化による活動の低下や役員のなり手不足、市からの依頼事項の負担等が課題となっています。

第2節 地区連合自治会

個人では解決できない課題も、地域単位や多くの人数で取り組む方がより効果があることがあるように、単位自治会では解決しにくい課題も、近隣の複数の単位自治会が連携しあうことで、より効果のある対応ができます。

例えば、複数の自治会にまたがる河川の維持管理、防犯活動や防災活動、文化祭や体育祭などは、より広い範囲でみんなが取り組んだり、より多くの自治会員が参加した方が高い効果を得ることができます。「地区連合自治会」は、こうした活動の担い手となるもので、学校区などの一定の地域単位の複数の単位自治会で組織されており、市全体では27の地区連合自治会があります。

地区連合自治会は、単位自治会と上下の関係にあるものではなく、互いに連携しあう集合体であり、したがって、単位自治会の自主性を尊重して、単位自治会間の調整を行うことが大切です。

第3節 長浜市連合自治会

長浜市連合自治会は、平成18年2月の1市2町の合併の際に、それぞれの地域でこれまで培ってきたコミュニティが崩れることなく、さらに連帯感を増し、市全体で一体感を持った地域づくりが行われるように、当時の長浜市連合自治会、浅井町代表区長会、びわ町区長会が協議を重ね、平成18年4月2日に、新しい自治連合組織として設立されました。

また、平成22年1月の1市6町の合併に伴い、連合自治会の組織も拡大しましたが、さらなる一体感の醸成をめざし、自治会組織全体における課題の検討や連絡調整、さらには、それぞれの活動の幅を広げるための学習機会の確保や情報の提供などを行っています。役員には地区連合自治会で互選された正副会長があたり、会長1名、副会長3名、監事2名、その他の役員は理事となっています。

第3章 自治会の運営

自治会の運営にあたり、まず必要なもの、それは①役員（自治会長、副会長、会計など）、②会議（総会、役員会など）、③予算（事業計画、会計処理）、④広報、⑤規約の5つです。ここでは、それぞれの基本的なことについて説明します。

第1節 役員を決める

自治会長をはじめとする役員は、自治会を円滑に運営するうえで大きな役割を担っています。代表的な役員と選出方法等について説明します。

1 役職と活動内容

(1) 会長

自治会をまとめていく責任者として、対外的には自治会の意思を市に伝える代表者としての役割があります。

また、「市政事務嘱託員」として市政事務の一端を担っており、職務上知り得た事項の守秘義務が課せられています。

(2) 副会長

会長を補佐し、会長が不在のときは会長の職務を代行します。会長と連携・協力し、自治会を運営します。

(3) 会計

出納事務や会計帳簿の整備、備品管理などの責任者です。適正、正確な事務処理が、住民の信頼につながります。

(4) 組長

自治会のなかに、近隣の数戸で組織された組がある場合、その組の世話役としての役割を担います。

(5) 会計監査（監事）

通帳や出納事務のチェックを行います。自治会が適正に運営されているかを確認する役割があります。

(6) 地域安全指導員・交通安全推進員

安心安全なまちづくりを進めるため、犯罪防止活動、交通安全など地域安全活動の推進を担当します。防犯・交通安全を複数の方で担っていただくことも有効です。（自主防犯活動（12ページ）・交通安全活動（14ページ）を参照してください。）

(7) 防災推進員 ※市から設置依頼あり

自治会の防災リーダーとして、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わります。自主防災組織が設置された自治会では、災害発生時の活動を統括します。（自主防災活動（13ページ）を参照してください。）

(8) 消防班員

自治会内での防火活動、消防訓練、火災が発生した場合の初期消火活動や住民の避難誘導などを担当します。

(9) 環境推進員 ※市から設置依頼あり

自治会の環境保全活動のリーダーとして、ごみの適正な排出や、環境美化・環境保全の啓発を行います。(環境保全活動(15ページ)を参照してください。)

(10) 福祉対策推進員

高齢者の認知症予防啓発事業やひとり暮らし高齢者の見守り、児童虐待の防止など社会的弱者の福祉対策を担当します。

(11) 文化推進員

自治会の文化振興のリーダーとして、文化祭などの文化振興事業の企画・運営等を行います。

(12) 体育推進員

自治会の体育振興のリーダーとして、地域スポーツ活動の活性化や総合型地域スポーツクラブの支援を行います。

(13) 人権学習推進員 ※市から設置依頼あり

自治会の人権学習のリーダーとして、人権学習会の開催などを行います。(33ページを参照してください。)

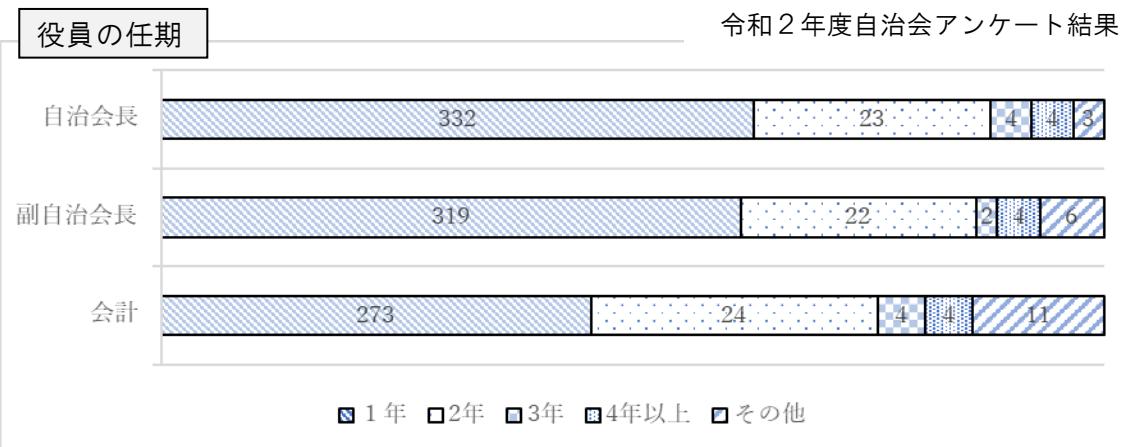
(14) 広報委員

自治会での事業の紹介やお知らせなどの広報事務を担当します。(広報活動(9ページ)を参照してください。)

2 任期等

役員の任期は、それぞれの自治会で決めていただくことになりますが、会長については、約9割の自治会が1年交代となっています。また、その場合でも、自治会の円滑な運営を継続していくため、副会長が次期の会長となるように工夫している自治会もあります。

また、防犯や防災のように継続的な取組が必要な活動のリーダーとなる推進員については、任期を複数年とし、専門的な知識や経験を取得していただくことが望まれます。



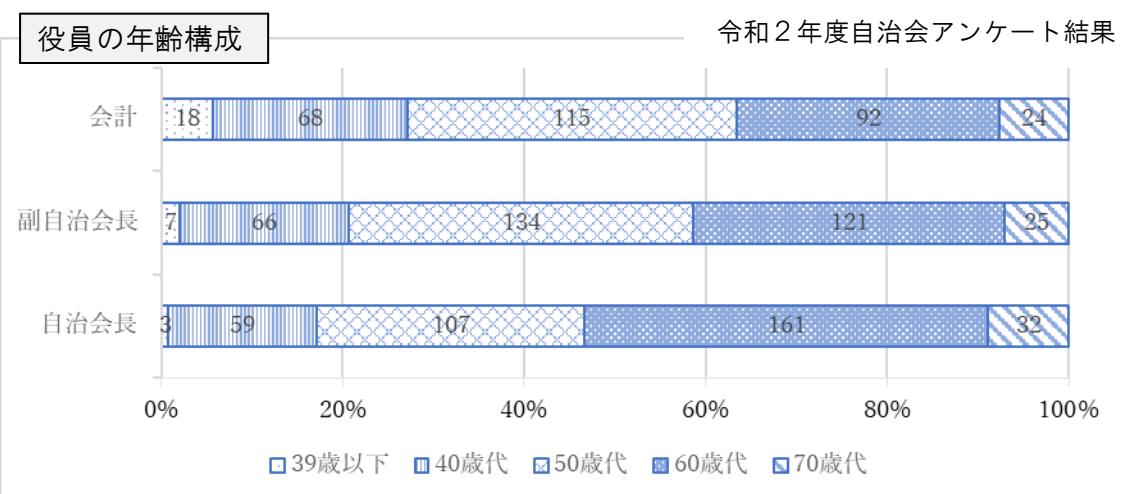
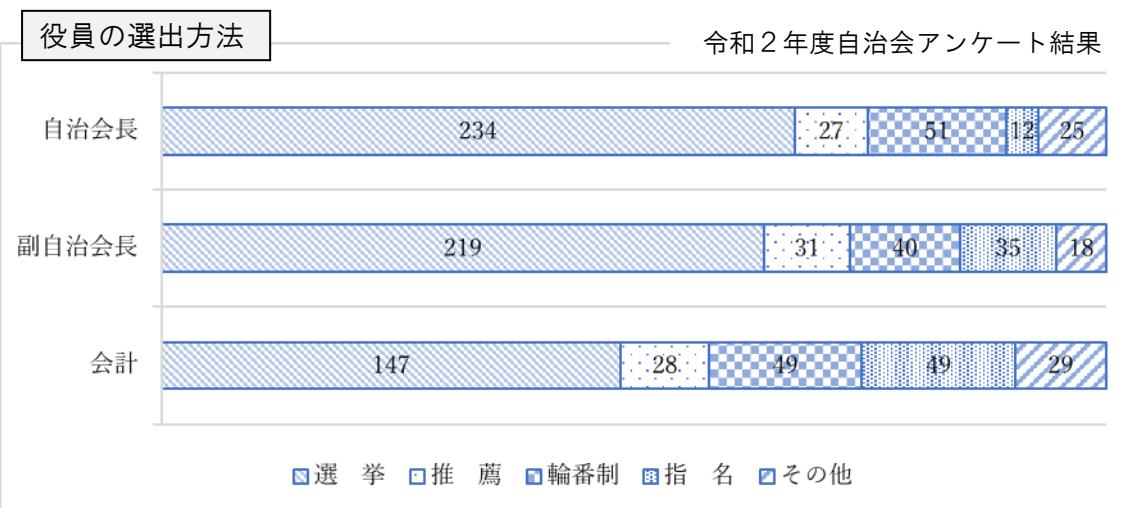
3 選出方法等

推進員のうち市から設置依頼のあるものは、防災推進員・環境推進員・人権学習推進員の3つです。ほかにも、自治会の事情や必要に応じてさまざまな委員等を設置することが考えられます。

しかし、小規模な自治会にとっては、これらの推進員についてそれぞれ別の人を充てることが困難な場合もありますので、状況によっては兼任とすることも可能です。

役員や委員の選出には、選挙・推薦・選考委員会・輪番制等いろいろな方法がありますが、それぞれの自治会の事情により、民主的に一番望ましい方法で選出することが重要です。輪番制による場合は、乳幼児がいて子育てに忙しい世帯や介護をする家族がいる世帯、高齢者だけの世帯など、それぞれの事情を配慮することも必要です。

また、令和2年度の自治会アンケートでは、会長・副会長・会計の三役に女性が就任している自治会は34自治会ありました。女性の参画により、新しい視点による運営ができ、自治会の活性化が期待できるため、役員に女性を登用することも1つの選択肢として考えられます。



4 役員の心がけ

役員は、自治会を上手にまとめ、運営していくために、次のことを心がけましょう。

(1) 責任を持つ

前任者に頼まれて仕方なく役員になった、という方もおられるかもしれませんが、いったん引き受けたからには、自分に任せられた仕事を、責任をもってやりとげましょう。

(2) 住民みんなのことを考える

役員は住民みんなの代表です。住民のため何が必要か、住民が何を求めているかを考え、ただ去年のとおりというのではなく、新しいことにも積極的に取り組みましょう。

(3) 相手の考えを尊重する

10人の住民には10通りの考え方があります。しっかりと相手の意見を聞き、少数意見にも耳を傾けましょう。自治会活動の思わぬヒントとなったり、協力者になっていただけることもあります。

(4) プライバシーを守る

役員になると、住民のプライバシーを知る機会が増えてきます。役員の活動は、住民からの信頼がなければ成り立ちません。役員になって知り得た秘密は、家族も含め人に話さないようにし、役員を退任してからも口外しないようにしましょう。

(5) 仕事はみんなで分担する

自治会の仕事はたくさんあり、自分で抱え込むと本当に大変です。役員以外の人にもお願ひして、それぞれの得意分野で活躍していただくようになります。

(6) 市や他の自治会等との連携を図る

自治会だけでできることもあれば、市や地域づくり協議会、NPO団体、隣の自治会などと連携して取り組む方がうまくいくこともあります。市の担当職員や、他の自治会等の役員さんとも情報交換をするようにしましょう。



第2節 会議の開催

自治会が民主的な組織として運営されるためには、みんなの話し合いが必要です。自治会の主な会議には、総会と役員会があります。

1 総会

総会は、自治会としての意思決定を行うもっとも重要な会議で、通常総会と臨時総会があります。通常総会は、前年度の事業報告と新年度の役員および事業計画を決めるもので、多くの自治会では、1月か2月に開催されます。また、臨時総会は、緊急に協議すべき課題が発生したときなどに、必要に応じて開催されるものです。

なお、総会が終了した後には、開催日時や場所、審議結果等をまとめた議事録を作成しておく必要があります。(53ページを参照してください。)

(1) 総会の進行手順(48ページを参照してください。)

標準的な総会の進行手順は、次のようになります。

①開会

定刻になり、出席者が定足数に達したら開会を宣言します。

②会長あいさつ

会長があいさつをします。

③定足数の報告・総会の成立宣言

出席者と委任状や書面表決書の提出者を加えた数が、定足数に達したことと報告し、総会が成立したことを宣言します。

④議長の選出

議長の決め方は、あらかじめ自治会の会則で決めておきます。会長が議長となる場合もあります。

⑤議事録署名人の選出

出席者のなかから、2~3人の議事録署名人を選出します。

⑥議案審査・議決

総会の一般的な議案は、次のとおりです。

議案第1号 前年度事業報告

議案第2号 前年度決算報告

議案第3号 監査報告

議案第4号 新役員選出

議案第5号 新年度事業計画(案)

議案第6号 新年度予算(案)

⑦閉会：すべての議案が成立後、総会を閉じます。

2 役員会

役員を中心に役員会を開催し、総会の決定事項にしたがって自治会を運営します。役員会の出席者は、あらかじめ会則で決めておきます。会議終了後は、総会と同様に、議事録を作成します。

第3節 事業計画をつくる

着実な自治会活動を行うためには、きちんとした事業計画が必要です。また、それに合わせた予算づくりも重要です。

1 事業計画（49ページを参照してください。）

事業計画は、自治会が「何のために」「どのような活動を」「いつ」「どこで」「だれが」「どのように」行うかを、具体的に示すものです。自治会の1年間の活動の指針となるもので、総会の議決が必要です。

2 予算（50ページを参照してください。）

予算は、自治会の1年間の収入と支出の計画です。会費や交付金等の収入と、各事業に必要な費用を積算し、総会の議決を得ます。

自治会は、住民のみなさんから預かった大切なお金で運営されます。予算書は、みんなの納得が得られるよう、正確でわかりやすく作成することが重要です。

(1) 事業計画・予算づくりの手順

事業計画の作成から予算議決までの一般的な手順は、次のようになります。

①課題の整理・目標の設定

・地域の課題や目標を、話し合いやアンケートにより把握し整理します。

②活動内容の検討

・課題の解決や目標の達成のために何が必要かを話し合います。

・その事業は、いつ、だれが、どのように行うかを検討し、必要な費用を積算します。

・必要に応じて、市役所の関係部署等と相談します。

③事業計画案・予算案の作成

・話し合いの結果をまとめ、1年間の事業計画（案）を作成します。

・全体の収入と支出を精査し、予算（案）を作成します。

④総会での提案・議決

・総会に事業計画（案）・予算（案）を提案、説明します。

・質疑応答を経て、議決を求めます。



3 決算（51ページを参照してください。）

決算は、1年間の収入と支出の結果を明らかにするものです。年度が終わったら、ただちに金銭出納簿などの帳簿を整理・集計して、決算書を作成します。

決算書ができたら、領収書等の証拠書類や預金通帳を添えて、監事による会計監査を受け、総会に報告し承認を得ます。

4 監査（51ページを参照してください。）

監査は、自治会の目的に沿って事業が進められているかどうかを確認することです。監事が、会計帳簿や領収書、預金通帳と決算書を照合しながら、収支が適切に処理されているかチェックします。

監査のなかで、不適切な処理等が発見された場合は、改善方法等について総会で勧告します。

第4節 会計処理

自治会のお金は、住民みんなのものです。適正に会計を処理することが、住民の信頼や、安定した自治会活動につながります。

1 会計処理

会計は、自治会の運営や活動に伴う収入、支出を計算し、出納の管理や記録を行います。帳簿の記録や、領収書など証拠書類の整理、現金や預金通帳の管理のほか、財産や備品の管理も行います。

住民のお金を預かる大切な仕事のため、適正・正確に行う必要があります。また、だれにでもわかりやすく書類等を整理しておく必要があります。

2 会計年度

会計年度は、収入と支出を整理する一定の期間のことで、市内の多くの自治会では、1月1日から12月31日までが会計年度となっています。

3 収入（52ページを参照してください。）

多くの自治会では、収入のうち最も大きなものは自治会費で、次が市からの交付金となっています。1世帯あたりの1年間の自治会費は、5千円未満から3万円以上と大きな開きがあります。

4 支出（52ページを参照してください。）

支出は、運営費と事業費に大きく分けられ、運営費には、会議費・通信運搬費・消耗品費・備品購入費・自治会館関係の経費等があります。

第5節 広報活動

自治会の運営や活動を住民に理解してもらうには、何よりも、きちんと情報を知らせ、PRすることが重要です。

1 広報の内容

自治会の運営に関する事では、総会や役員会の結果報告があげられます。役員にだれがなり、今年度どのような活動をし、それにどのように会費等が使われるかなど、みんなの信頼が得られるよう、しっかり伝えることが必要です。

活動に関するご案内では、催しのお知らせなどがありますが、日時や場所を伝えるだけでなく、何のための催しか、楽しんでもらうポイントなど多くの住民に参加してもらえるような工夫も必要です。

2 広報の方法

(1) 広報紙

最も一般的な方法です。「だれでも読んで理解できる」「確実に配布する」ことに留意し、定期的に発行することが大切です。

(2) 文書回覧

お知らせやチラシなどを回覧します。回覧もれが起こらないよう、一定期間に回覧が完了するよう注意します。

(3) ホームページ

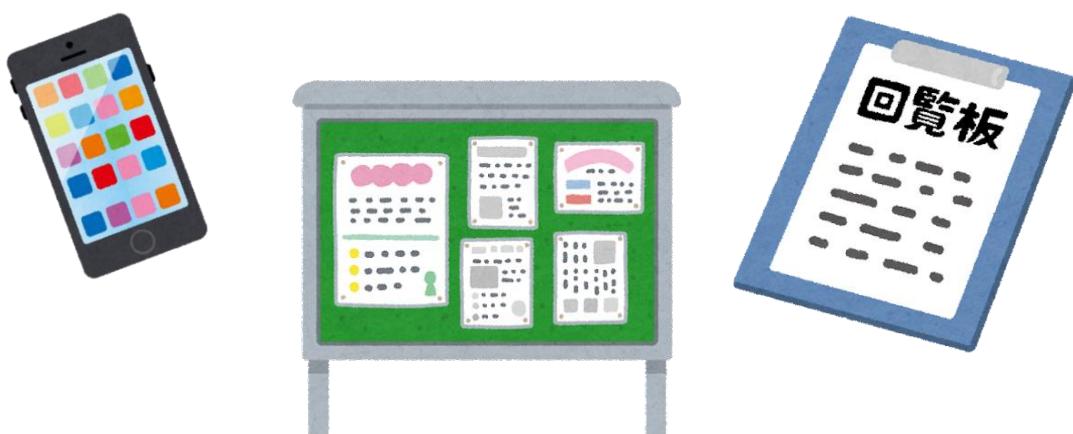
インターネットを利用し、自治会のホームページを開設します。「即時に情報を発信できる」「たくさんの情報を発信できる」「双方向のやりとりができる」などのメリットがありますが、インターネットを利用しない住民もおられるため、他の方法と併用する必要があります。

(4) 掲示版

自治会の掲示板に、催しの案内やポスターなどを掲示します。通勤途中や散歩中の住民への広報効果があります。

(5) LINE 公式アカウント

LINE 公式アカウントを活用することで、自治会員に素早く情報を伝えることができます。LINE 公式アカウントのご活用をご検討される場合は、市が実施する自治会デジタルツール活用セミナーや、DX アドバイザーもご活用ください。



第6節 規約をつくる

自治会を民主的に運営するには、みんなでルール（規約・会則）を定め、そのルールにしたがって運営していくことが必要です。

1 規約が必要な理由

自治会を運営していくには、「役員をどうやって選ぶか、任期をどうするか」「どんな活動をするか」「会議をどのように開くか」「会費はいくらか」など決めなければならないことがたくさんあります。これらをその都度総会などで決めることは大変ですし、新しく町内に越してきた人に自治会への加入をお願いするうえでも、こうしたことはあらかじめ規約で決めておくべきです。規約を整備し、それに基づいて運営することが、住民からの信頼や理解につながります。

2 規約に盛り込む内容（37ページを参照してください。）

一般的には、次のような内容が規定されています。

(1) 名称

自治会の名称を記載します。一般的には「〇〇自治会」となります。

(2) 事務所の所在地

事務所の所在地を記載します。自治会館に事務所を置く場合が多いと思いますが、自治会長宅とする場合もあります。

(3) 目的

自治会の設立趣旨、活動を行ううえでの基本理念を記載します。「住民の福祉と相互の親睦」や「住民みんなで支え合う明るく住みよい地域づくり」など自治会の事情や特性を踏まえて定めます。

(4) 区域

自治会の区域を記載します。「〇〇町××番地から△△番地まで」と番地で指定したり、「別紙区域図のとおりとする」として別紙の図面で示す場合もあります。

(5) 会員

一般的には、自治会の区域に住む全住民となります。企業や法人を賛助会員とする場合もあります。

(6) 会費

「1世帯あたり月額〇円」と決めることが多いですが、「会費は総会で決める」とする場合もあります。

(7) 事業

自治会の設立目的を達成するために実施する事業について記載します。たとえば、「住民相互の親睦」「防犯」「防災」「環境美化」「福祉の増進」などがあります。

(8) 役員

「会長」「副会長」「会計」や「監事」「推進員」などの役員について、人数や決め方、任期等を記載します。

(9) 会議

「総会」「役員会」などの会議について、開催時期や招集方法、議決の方法、議長の選出、議事録作成に関するなどを記載します。

第4章 自治会活動

自治会で行う活動は、自治会によってさまざまですが、大きく分けると、住民どうしの親睦や交流を深めるための活動と、地域の課題を解決するための活動になります。ここでは、地域課題の解決に向けた活動のうち、代表的なものについて説明します。

第1節 市政事務嘱託員（29ページを参照してください。）

広報やイベント・事業などの市からのお知らせや啓発物の配布、災害時には被害状況の把握や住民の避難誘導を行うほか、市と市民の連絡・調整役として「市政事務嘱託員」が単位自治会ごとに委嘱されています。

市政事務嘱託員には自治会長がなることが基本となっており、ほとんどの自治会では自治会長が市政事務嘱託員を兼ねています。

市政事務嘱託員は、知り得た個人情報等についての守秘義務があり、こうした法令などを遵守しながら、それぞれの地域において役割を果たしていただくことになります。

なお、市では地方公務員法の改正（令和2年4月1日施行）に伴う特別職非常勤職員の見直しの実施により、市政事務嘱託員は「私人への委嘱」となったため、公職選挙法第136条の2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）の規定は適用されません。

第2節 自主防犯活動（45ページを参照してください。）

近年、全国的に犯罪が多発しており、特に女性や子ども、高齢者などの社会的弱者を狙った痛ましい事件が発生していることから、「自分たちのまちは自分たちで守る」という気運が高まっています。

市では、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて全市的に取り組む組織として、すべての単位自治会が加入了「長浜市防犯自治会」が設置され、会長は市長が務めています。各単位自治会においては、自治会長を「地域安全連絡所責任者」として委嘱させていただいております。

1 犯罪者に狙われやすいまち

犯罪者は、コミュニティ意識の薄い地域を狙っています。

たとえば、「ごみや落書きで汚れている」「灯りが少なく、暗がりが多い」「住民どうしの付き合いが少なく、まちづくりへの関心が低い」まちは狙われやすく、犯罪に強いまちづくりには、地域の連携が大きな力を発揮します。



宮司西町自主防犯隊の活動（啓発看板設置）

2 今すぐできる防犯活動

各自治会では、地域安全指導員を中心に次のような防犯、啓発活動を行います。

- ・住民どうしあいさつをし、みんなが顔なじみになるようにします。
 - ・子どもの登下校に付き添ったり、交差点に立ったりすることで、子どもを見守ります。
 - ・定期的な防犯パトロールを行い、自転車盗や空き巣などの犯罪を防止します。
- 地域安全連絡所責任者には、滋賀県警察が作成した「地域安全活動の手引」が配布されますので、詳細な活動内容については、そちらを参考にしてください。
- なお、防犯活動に要する経費については、市の「自主防犯活動支援事業補助金」が活用できます。

第3節 自主防災活動（46ページを参照してください。）

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるよう関係機関は総力をあげて対応します。しかし、阪神・淡路大震災や東日本大震災、能登半島地震のような大規模災害のときには、多数の建物倒壊や火災、道路の寸断、断水、電力供給の停止等、多種多様な被害が同時に発生し、関係機関だけでは十分に対応できません。

そこで、各家庭における日ごろの備えや、いざというときの心構え（自助）だけでなく、地域ぐるみの防災活動（共助）が重要な役割を果たしますが、地域でのまとまりがなければ災害対応時に混乱するだけですので、地域住民がお互いに協力し合って、地域全体の安全を守るように行動しなければなりません。このため、各自治会には、防災活動のリーダーとなる「防災推進員」が設置されています。

1 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民が、自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づいて自主的に結成するものです。まだ組織が結成されていない自治会は、なるべく早期に設置するとともに、組織が十分に機能を発揮し、効果的に防災活動を行えるよう、防災訓練等の実施すべき活動を計画し、実行することが必要です。

2 自治会（自主防災組織）の防災活動

自治会や自主防災組織は、防災推進員を中心に、平常時において次のような防災活動を行います。

- ・防災に関する学習会や講演会を開催し、住民の防災意識を高める。
- ・地域内の危険個所の点検や改善を行う。
- ・9月1日の防災の日や長浜市防災訓練にあわせて、地域の防災訓練を実施する。

自治会や自主防災組織が行う防災活動には、「草の根防災体制育成事業補助金」が活用できます。ご利用を検討ください。

また、自主防災組織の活動について説明した動画を長浜市公式 YouTube チャンネル「はま～る tb.」で公開しています。「自主防災組織の必要性とその活動」というタイトルで公開していますので、是非ご覧ください。



第4節 交通安全活動

令和5年中の市内における交通事故件数は181件（前年比△18件）で前年に比べ減少しましたが、3人の尊い命が失われました。

また、交差点またはその付近で発生する事故割合が高く、高齢者や交差点での交通事故への対策が重要となっています。

1 交通安全活動の推進

市では、令和3年12月に、交通安全に関する施策を総合的、計画的に推進していくための「第11次長浜市交通安全計画」を策定しました。計画では、あらゆる関係機関が連携するとともに、地域住民の自主的な交通安全活動を推進することにより、交通事故を防止し「交通事故のない長浜市」の実現をめざすことがうたわれています。

交通事故防止の取組にあたっては、地域住民みんなが協力しあって、内外へ交通安全意識を啓発し行動する必要があります。

2 自治会における交通安全運動

自治会では、地域安全指導員または交通安全推進員をリーダーとして、次のような交通安全活動を行います。

- ・交通事故にあうことが多い子どもやお年寄りに対して、交通安全の呼びかけや研修会を開催します。
- ・毎月1日の交通安全啓発日や、15日の高齢者交通安全の日、春と秋の全国交通安全運動等の期間にあわせて、交差点における街頭指導を行います。

なお、自治会等の交通安全推進事業については、「交通安全推進活動補助金」が活用できます。



小学生に対する交通安全教室の様子（七尾まちづくりセンター前）

第5節 環境保全活動

環境保全活動および美化活動は、一人ひとりが関心をもって家庭や地域など身近で小さなことから実践することが重要で、それが地球環境を守ることにつながります。

活動の地域実践組織として自治会が担う役割はたいへん大きく、その推進役として「環境推進員」が自治会ごとに市から委嘱されています。

1 自治会における環境保全活動

自治会では、環境推進員を中心に、次のような環境保全活動を行います。

- ・ごみの分別回収の徹底や、排出日の励行などマナーアップ活動を行います。
- ・ごみ集積所の適正な管理や、不法投棄の防止活動を行います。

なお、自治会が行う不法投棄対策には「きれいなまちづくりパートナーシップ事業補助金」、ごみ集積所の整備には「ごみ集積所整備事業補助金」が活用できます。

第6節 自治会要望

地域の課題については、個人や家庭だけで解決するのは難しく、住民が力を合わせなければ解決できないことがあります。地域で十分話し合い、利害を調整し、地域全体の共通課題として意識を高め、ひとつずつ解決していくことが大切です。その中で、地域では解決できない課題について、「自治会要望」として市に要望していただく仕組みが設けられています。

1 要望書の作成

要望内容等を具体的に記入いただいたうえで、写真や位置図など状況が分かるものを添付してください。（※写真や位置図がなく、状況がわかりにくい場合、受理されないことがありますので予めご注意ください）

2 要望書の提出方法

- (1) 窓口にて直接提出
- (2) 郵送にて提出
- (3) 電子申請（市ホームページより申請いただけます）

要望内容により市役所各部署に直接提出願います。担当部署がご不明の場合は、市民協働部市民活躍課にご提出いただくか、お電話でお問い合わせください。

「自治会と関連のある市業務と担当課」は、63ページをご覧ください。

3 その他

回答は1か月程度かかりますが、要望件数や現場確認等により長引く場合もあります。また、大規模な工事を伴う場合には、計画的な施工が必要となりますので、できる限り上半期中（～9月）に提出をお願いします。ただし、次年度での対応（施工）が約束されるものではありません。

なお、要望事項は、地域で十分協議いただき、重要な課題としてください。また、工事等を伴う場合、施工にあたり地域の全面的な協力をいただけるものに限ってください。

道路陥没・水路補修など緊急を要する事項については、要望事項とは関係なく直接担当課へご連絡、ご相談ください。

第7節 自治会活動保険

自治会の活動や行事中のケガ等、不慮の事故については十分に気を配る必要があります。万が一、事故が起こってしまった場合に備え、民間保険会社が提供している自治会活動保険に加入することも大切です。保険料や補償内容など、保険内容については自治会活動保険を取り扱っている民間保険会社によって若干の違いがありますので、詳細については直接会社へお問い合わせください。おおまかな補償内容は以下のとおりです。

1 費用損害

雨天等により予定していた自治会活動、行事が中止になった際の会場などの使用料等の損害が発生した場合

2 賠償責任

自治会の活動や行事の最中に、自治会が所有する施設等が原因で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊して、法律上の賠償責任を負った場合

3 傷害

町内会に加入している住民が自治会活動、行事に従事中または参加中に、急激かつ偶然の事故によりケガをした場合

【活動時の安全対策】

運動会やクリエーションなど安全に実施するためには、役員の皆さんは実施計画について十分話し合い、事故防止のための配慮が必要です。

イベント開催時には以下のような点に注意する必要があります。

事前準備の留意点

- ・会場の危険個所の有無や、参加者が集合する場所の状況確認
- ・開催時期の天候の対策
- ・参加者に対する広報活動の手段
- ・救護所、避難場所、トイレなどの適切な配置や緊急車両の進入路の確保
- ・緊急時の連絡先などの整備や、警備体制や装備資機材の整備
- など

危険防止の留意点

- ・混雑が予想される場所や危険個所への警備要員の配置と広報活動
- ・危険個所への危険表示や策、ロープなどの設置による事故防止
- など

第5章 自治会への支援

第1節 市政事務嘱託員報償金

市政事務嘱託員（自治会長）には、市から依頼した職務等に対する報償として、市政事務嘱託員への報償金が支給されます。

金額は、定額分の10,500円と、自治会の世帯数に850円を乗じた金額の合計額となります。

【年に2回支給】4～12月分：1月支給 1～3月分：4月支給

第2節 自治会活動振興交付金

自治会が行う総会や役員会などの会合、住民の親睦およびレクリエーションなどのふれあい活動、環境美化活動、自治会館の維持管理等の活動に対して交付金が支給されます。

金額は、定額分の17,000円と、自治会の世帯数に590円を乗じた金額の合計額となります。交付金を受けた自治会は、自治会の事業に関し、その使途および成果を確認できる書類を市に提出する必要があります。

第3節 自治会合併・連携支援交付金

人口減少や少子高齢化の進展などにより、自治会活動が困難となる自治会が出始めていることから、自治会の組織基盤の強化を図り、自治会活動の維持および活性化のため、自治会の合併や連携によって設立された新団体に対して交付金が支給されます。

金額は、合併または連携する自治会の数から1減じた数の市政事務嘱託員報償金および自治会活動振興交付金の均等割5年分相当額となります。

第4節 自治会活動に対するその他の補助金等

市には、自治会活動に対するさまざまな補助金制度が用意されています。補助金の内容等にかかる問い合わせや申込みについては、別冊の「自治会活動等に対する補助金等の手引き」を参考にしてください。（「自治会活動等に対する補助金等の手引き」は、毎年更新され、概ね3月から4月に各自治会へ配付されます。また、補助金情報については市のホームページにも掲載されます。）

第5節 出前講座

市では、市が取り組んでいる事業などについて、市民の皆さんへの理解を深めていただくため、自治会や各種団体等への「出前講座」が行われています。

講座の種類も防犯、防災、健康、環境、歴史、まちづくりなど広範にわたっており、たいへん参考になります。自治会での勉強会などに活用してみてはいかがでしょうか。

出前講座のメニューや申込みについては、別冊の「出前講座のご案内」を参考に各担当課に直接連絡してください。（「出前講座のご案内」は、毎年更新され、概ね3月から4月に各自治会へ配付されます。）

第6章 自治会の法人化

第1節 認可地縁団体について

「自治会の名義で自治会館などの不動産を登記したい」。そんなとき、一定の要件のもとで市長の認可を受け、「認可地縁団体」として法人格を取得すれば、登記が可能になります。

1 認可を受けるメリット

自治会は、住民が集まってつくる任意の団体のため、法律上は「権利能力なき社団」と位置づけられ、団体名義で自治会館などの不動産登記をすることはできません。

このため、多くの自治会では、自治会長の個人名義や役員の共有名義で登記が行われています。しかし、こうした個人名義の登記は、転居や死亡などにより名義人が自治会の構成員でなくなった場合に、名義変更や相続などの問題が生じ、なかにはトラブルになることもあります。

自治会が一定の手続のもとに法人格を取得すれば、自治会が法律上の権利を保有することができ、自治会名義での不動産登記が可能になります（不動産登記を行う場合は、登記手数料が必要になります）。

2 認可の要件

認可を受けるためには、次の要件を満たすことが必要です。

- ①住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、地域的な共同活動を行っていること。
- ②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨が規約に定められており、相当数のものが現に構成員となっていること。
- ④規約を定めていること。

3 認可を受けることにより発生する事務等

認可を受けたときは、次のような事務が発生します。

- ①総会の開催や役員の選出等、規約に定める範囲内で活動に義務を負います。
- ②自治会が収益事業を行った場合は、税金が課せられる場合があります。
- ③代表者、事務所等に変更があった場合は、届け出が必要です。
- ④規約の変更には、市長の認可が必要です。

4 認可を受ける流れ

認可を受け、法人格を取得するまでの流れは、次のとおりです。

- ①総会を開催し、「認可申請を行うこと」「規約、構成員、代表者、区域など認可申請に必要となる事項」について意思決定（議決）を行います。
- ②代表者が認可申請書を市長に提出します。
- ③市において審査が行われ、要件を満たしていれば、認可、告示されます。
- ④手続きが完了したことが、代表者に通知されます。

法人格の取得を希望される自治会は、事前に市民活躍課にご相談ください。

第7章 地域づくり協議会

第1節 地域づくり協議会とは

「地域づくり協議会」は、平成23年4月に施行された「長浜市市民自治基本条例」において、地域の様々な課題の解決に向けて市民自らが継続的に取り組み、それぞれの特徴を活かした地域をつくるための組織として位置づけられており、「地域課題の解決に向けた取り組み」、「身近な公共サービスの創造と提供」、「地域住民の声を集約して行政に反映」、「地域の特性や資源を活かした個性あふれる地域づくり」などの役割を担います。

協議会は、旧町の区域または概ね地区連合自治会区域を単位として、平成24年9月までに市全域の24地域で設立されています。

また、地域づくり協議会は、地区連合自治会と競合するものではなく、お互いを補完し、特徴を活かしながらまちづくりを進めていく組織であり、その構成、活動内容、地区連合自治会との関係は地域によって異なります。

いずれの地域においても、協議会の活動には地区連合自治会が中心的な役割を果たしており、今後も双方が連携、協力しあって住みよい地域づくりに向けて活動していくことが必要です。

第2節 自治会との違い

地域の課題が多様化・複雑化する中で、市との協働により課題に対応していくという意味では、自治会も地域づくり協議会も同じ役割をもつ団体といえます。また、こうした課題解決の担い手としては、その他にNPO法人やボランティア団体もあります。

協議会の設立によって、これまで単位自治会で行ってきた活動が協議会に移るということはありませんが、世帯の減少や高齢化等のため、単位自治会ではこれまでの活動が維持できなくなっている、もう少し広い範囲で実施した方がより効果的なものについては、単位自治会に代わり地域づくり協議会で取り組むことも考えられます。

また、地区連合自治会と地域づくり協議会は、その区域も一致する場合が多くあるため、役割分担をどのようにするかという疑問が生じます。考え方の基本としては、その活動をどちらが担った方がより効果的かという視点で判断することになります。

地区連合自治会では一般的に役員が単年度で入れ替わりますが、地域づくり協議会では一定期間同じ体制で運営していく場合があり、また、地区連合自治会が単位自治会の役員で構成されるのに対し、地域づくり協議会には自治会をはじめとして、老人クラブ、PTA、青少年育成組織、交通安全組織、福祉団体、農業団体、NPO団体など多様な組織・団体や専門的な知識や能力をもった個人も参画します。このため、これまで単年度で実施してきた事業や、単独の組織で取り組んできた事業も、いろいろな組織・団体の連携により、長期的・計画的に取り組むことが可能になります。

たとえば防災訓練であれば、毎年同じ内容の訓練を繰り返し行う場合は地区連合自治会の主催で、さまざまな団体と協議したうえで計画をつくり、5年計画で行うよう

なものなら地域づくり協議会で取り組む方が効果的であると考えられます。それぞれがどのような役割を担うかは、各地域において協議して決めていくことになります。

自治会・地区連合自治会	地域づくり協議会
<ul style="list-style-type: none"> 一般的に役員の任期は単年度であることから、1年間に限った取り組みや、定型的な事業を毎年行うことによ適している。 全市的にほぼ同じ組織で構成されているため、市域に共通した課題への対応や、市からの委託業務を行うことに適している。 自治会制度は、長い歴史と実績があり、広く市民に認知されているため、単独でも確実な事業の推進が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に役員や構成員が一定期間替わらないため、地域の課題に中期的・長期的に取り組むことができる。 地域の特徴的な課題に取り組む団体や知識のある人、関心のある人が構成員になることから、課題に対し、自主的・専門的な取り組みが期待できる。 地域づくり協議会を中心として、自治会を含めたさまざまな団体や個人との連携、協力により、多面的・効率的な取り組みが可能となる。

南郷里地域づくり協議会

昔の写真展や昔の遊びを体験できるイベントの実施、南郷里方言カルタの作成などを通じて、地域住民が集える場所づくりに取り組まれています。



西黒田ふるさと振興会議

地域全体の防災意識を高めるため、自治会毎の防災マニュアルの策定や防災フェアでの参加型企画（防災食グランプリなど）を実施されています。



第8章 自治会活動の課題と対応

社会情勢の変化や、住民の価値観の多様化などによる地域コミュニティ意識の変化等により、自治会活動はさまざまな課題を抱えています。

ここでは、いくつかの課題とその対応のヒントについて説明します。

第1節 加入者が減っています

最近、自治会に加入しない人が増えています。令和2年に実施した自治会長を対象としたアンケート調査によると、市全体での加入率は92%と他市と比較して高く、未加入者がほとんどいない自治会も88%でしたが、未加入者が1割から3割ある自治会も全体の9%ありました。また、加入しない理由としては「加入しなくても困らない」、「自治会活動に関心がない」、「近所付き合いがわざらわしい」という回答が多くを占めていました。

未加入者が増えると、自治会としての機能が失われ、地域で生活するうえでのルールやマナーも守られなくなります。多くの人に自治会に加入してもらうことは、会費収入の問題だけでなく、住みよいまちをつくっていくためにも大変重要なことです。

【自治会加入者を増やす工夫を】

少し前までは、「自治会には必ず加入しなければならない」という認識がありました。しかし、最近は「加入しなくともいいものなら加入しない」という人が増えてきています。他市で実施された未加入者に対するアンケートでは、加入しない理由として、「加入を勧められたことがない」、「自治会の活動や運営の状況がわからない」というものが高い率を示しています。

このため、引越しをされてきた方はもちろん、まだ加入していない人には、積極的に加入を呼びかけることが必要です。また、その際には、「PRちらし」などを作成して、自治会の目的や活動内容をていねいに説明し、相手の立場に立った説明をするよう工夫しましょう。

- ・引っ越ししてきた人には、自治会報やPRちらしを活用して、活動内容や重要性を積極的に説明する。(55~59ページを参照してください。)
- ・お祭りや親子で楽しめる行事など子どもや若い人も参加しやすいイベントを開催し、そのなかで加入のきっかけをつくる。
- ・マンションの管理会社やアパートの大家さんと話し合い、協力を要請する。(60~61ページを参照してください。)
- ・マンションやアパートの建設時には、工事着工前に入居者の自治会加入について事業者等に働きかける。

第2節 役員の仕事が多すぎ、なり手が見つかりません

令和2年の自治会アンケートでは、「自治会活動のなかで困っていること」という質問に対して、「高齢化により活動に支障をきたしている」、「役員のなり手が少ない」、「行政からの依頼事項が多い」という回答が上位を占めました。

自治会活動は、そこに住む人のお互いの理解と協力のもとに成り立っており、活発な活動を長く続けていくには、みんなで仕事を分担して役員の負担を減らし、自分たちのまちを自分たちでつくる実感を持つてもらうことも必要です。

【役員の負担を減らし、なり手を探す工夫】

役員として活躍していただける方がいなければ、自治会の活動は成り立ちません。みんなで協力してできるだけ役員の負担を減らすとともに、だれでもが不安なく役員の仕事ができる仕組みや工夫が必要です。

- ・一つの役職を複数で担当したり、前年の役員がサポート役になるなど相談しながら運営できる体制をつくる。
- ・初めて役員を経験する人には、簡単な仕事からはじめてもらう。
- ・役員でない人から、広く協力者をつくる。
- ・地域安全指導員などの子どもの育成に関係の深い役員を、若いお父さんやお母さんにお願いする。
- ・退職が近い人の情報を集めておき、退職後に地域のためにお手伝いしていただくようお願いする。
- ・広報紙の作成などを、パソコン操作が得意な若い人や学生にお願いする。
- ・役員用のマニュアルを整備するなど役員を引き受けやすい環境をつくる。
- ・神社やお寺に関係する活動を自治会活動と分けて考える。
- ・自治会から市への報告物、補助金の申請などをWEBで行う。

第3節 活動の参加者が集まりません

令和2年の自治会アンケートによると、さまざまな自治会活動のうち、福祉活動や交通安全活動は役員中心で行われ、環境美化活動や防犯・防災活動には、比較的多くの住民の参加があるという結果が出ています。

また、多くの自治会から、住民の高齢化のため自治会活動が困難になりつつあるという意見が出されています。

【活動の参加者を増やす工夫】

「どうすれば、たくさんの人が自治会の活動に参加してくれるか」多くの役員さんが頭を悩ませています。参加者が増えれば増えるほど、活動の幅も広がり、充実したものになります。参加者を増やすには、住民がどんな活動に参加したいと思っているかを考え、参加してよかったですと思うような活動としていく工夫が必要です。

(活動例)

- ・住民アンケートなどで、住民が参加したいと思うような活動を把握する。
- ・広報紙や口コミ、知人への呼びかけ等、いろいろな方法で参加を呼びかける。
- ・子どもからお年寄りまで、幅広い世代が参加できる事業を行う。
- ・学校と相談して、自治会の活動に児童や生徒にも参加してもらう。
- ・清掃や防災訓練などの活動のあとに交流会を行う。
- ・近隣の自治会と合同で事業を行う。

第9章 資料

第1節 例規等

◆長浜市市民自治基本条例

長浜市市民自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 まちづくりの原則（第3条・第4条）
- 第3章 まちづくりの担い手（第5条—第9条）
- 第4章 開かれた市政（第10条—第12条）
- 第5章 公平な市政（第13条—第18条）
- 第6章 みんなでつくる市政（第19条—第23条）
- 第7章 協働のまちづくり（第24条—第26条）
- 第8章 他の機関等との関係（第27条）
- 第9章 条例の位置付け及び見直し（第28条・第29条）

附則

わたしたちのまち長浜市は、琵琶湖の東北部に位置し、注ぎこむ多くの清流と、伊吹山系をはじめとする美しい山々に囲まれた、里山・田園の広がる自然環境豊かなまちです。また、いにしえの時代から湖上・陸上交通の要衝、情報の交流点として発展し、いくつもの文化圏の接点であったことから、個性的で多彩な地域文化を育んできました。

また、町衆に代表されるような進取の気性に富んだ創造の担い手や、結いに代表されるような相互扶助の精神による自治の取組が古くから行われてきました。こうした自治の心は今もそれぞれの地域の中に息づいており、長浜らしさとして今日まで受け継がれています。

いま、わたしたちを取り巻く情勢は地方分権の進展や社会環境の変化に伴い、近年大きく変化してきています。さらには、わたしたちのまちは様々な歴史や文化を持つ広い地域であり、今後はそれぞれの地域特有の伝統や活動を尊重しつつ一体感のある市政運営が求められています。

そうしたことから、まちづくりの推進に当たっては、市民や市議会、市などの担い手の役割を明確にし、自分たちのことは自分たちが決め自分たちで取り組んでいくという、協働による自治の基本ルールを確立する必要があります。

このような認識のもとに、わたしたちは、この地域の人々が築き上げてきた多様な地域資源を大切にし、まちづくりの基本理念と目標を共有し、協働による公平・平等で格差のない開かれたまちづくりをすすめるため、ここに長浜市市民自治基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割と市政運営の仕組みを定めることにより、協働による自治を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、勤務、就学する者及び市内に事務所又は事業所を置く事業者並びに本市のまちづくりに関係のある団体
- (2) 市 市の執行機関
- (3) まちづくり 市民一人ひとりが生涯にわたって生き生きと活躍でき安全で安心して暮らせる社会を実現するための公共的な活動
- (4) 協働 市民及び市又は市民相互がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動すること。
- (5) コミュニティ 市民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを目的として自主的に結ばれた組織及び集団

第2章 まちづくりの原則

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりの主体は市民であり、市民及び市は協働して次に掲げるまちづくりの推進に努めるものとする。

- (1) 市民及び市が、合意形成を図るために必要な情報を相互に共有できるわかりやすく開かれたまちづくり
- (2) すべての市民の人権が保障され、それぞれの個性又は能力が活かされる公平・平等で格差のないまちづくり
- (3) 市民の自主的・主体的な参画が保障されるとともに、市民及び市が相互の役割を尊重し、みんなで協働して取り組むまちづくり

(情報共有の原則)

第4条 市民及び市は、相互に地域活動を重ねながら、まちづくりに関する情報共有を推進するものとする。

2 市は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が市民に理解されるよう努めるものとする。

第3章 まちづくりの担い手

(市民の権利及び責務)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利及びまちづくりに関して必要な地域学習を選択して学ぶ権利を有する。

- 2 市民は、まちづくりに関して自らの責任及び役割を自覚し、その活動において自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。
- 3 市民は、自己責任のもと自ら解決できる問題は自ら解決するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、本市において受け継がれてきた自治の精神を尊重し、まちづくりにおける参画及び人材の育成に努めるとともに、その活動の発展及び促進に寄与するよう努めるものとする。

(市議会の役割)

第6条 市議会は、市民の意思が市政に反映されるよう市の監視機能の向上に努めるものとする。

2 市議会は、市民と意見交換を十分に行い、議会活動を活発に行えるよう努めるものとする。

3 市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明するとともに、情報公開の求めに応えるものとする。

4 市議会の議員は、市民の代表者として議事に参加し、審議能力及び政策提案能力の向上に努めるものとする。

(市の役割及び責務)

第7条 市は、まちづくりを推進するため、必要な施策を講じるものとする。

2 市は、市民の自主的・主体的なまちづくりを促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

3 市は、地域におけるコミュニティの役割を認識し、その活動を促進し、協働してまちづくりを推進するものとする。

(市長の役割及び責務)

第8条 市長は、市民生活の安全を守り、民主的かつ能率的で公平な市政運営を図るよう努めるものとする。

2 市長は、市民がまちづくりに参画できる機会を提供するよう努めるものとする。

3 市長は、市民の意見等を積極的に聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 市長は、多様化する市民の行政需要に対応し、協働のまちづくりを推進するため、市民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めるものとする。

(職員の役割及び責務)

第9条 市の職員は、まちづくりの専門スタッフとして誠実かつ効率的に職務を遂行するよう努めるものとする。

2 市の職員は、自らも地域の一員であることを認識し、地域の課題把握に努め、市民と連携しまちづくりに自ら積極的に取り組むものとする。

3 市の職員は、まちづくりに必要な能力開発及び自己啓発に努めるものとする。

第4章 開かれた市政

(情報公開の原則)

第10条 市は、まちづくりに関する情報を市民にわかりやすく公開するものとする。

2 市は、別に条例で定めるところにより、市民に対し市の保有する情報を積極的に公開することにより、市民の知る権利を保障し、必要な情報を速やかに提供できるよう努めるものとする。

(会議公開の原則)

第11条 市は、附属機関等の会議を公開するものとする。ただし、法令に定めのあるもの又は別に定めるところにより公開することが適当ないと認められるときは、公開を制限することができる。

(個人情報の保護)

第12条 市は、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について個人の権利及び利益が侵害されることのないよう必要な措置を講じるものとする。

第5章 公平な市政

(市政運営の原則)

第13条 市は、個性的で持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、常に最小の費用で最大の効果をあげるよう努めるものとする。

2 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想の理念に基づき、健全な財政の運営及び計画的な事業の実施に努めるものとする。

(市の組織及び体制)

第14条 市は、多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応できる組織づくりを行うとともに、行政各分野における課題等に総合的に対応できる体制を整えることに努める

ものとする。

(総合計画等に基づく市政運営)

第15条 総合的かつ計画的に市の業務を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画は、この条例の目的に沿って策定及び実施されるとともに、新たな行政需要に対応するため、市民参画のもと柔軟に不断の検討を加えるものとする。

2 市は、次に掲げる計画を策定するときは、基本構想と整合した計画相互間の体系化に努めるものとする。

(1) 法令又は条例に規定する計画

(2) 国又は他の地方公共団体と関連する計画

3 市は、前項各号の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めるものとする。

(1) 計画目標及びこれを達成するための業務の内容

(2) 前号の業務に要すると見込まれる費用及び期間

(財政運営の基本事項)

第16条 市は、基本構想及びこれを具体化するための計画を踏まえるとともに、経済状況に柔軟に対応できる財政運営を図るものとする。

2 市は、毎年度予算成立後、施策の予定及び進行状況が明らかになるように予算の執行計画を定め、十分な情報の提供に努めるものとする。

3 市は、決算に関する書類を作成するときは、これらの書類が施策の評価に役立つものとなるよう配慮するものとする。

4 市は、一般会計その他特別会計の財政状況及び経営状況の公表に当たっては、市民にわかりやすい方法で行うよう努めるものとする。

(評価の実施)

第17条 市は、まちづくりをすすめるに当たっては、基本構想その他の計画に基づく施策を実施し、その結果について評価し改善を図るというサイクルに基づき遂行することにより、能率的かつ効率的な市政運営に努めるものとする。

(説明責任)

第18条 市は、市の業務の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、説明するよう努めるものとする。

2 市は、行政手続に関し別に条例で定めるところにより、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

第六章 みんなでつくる市政

(まちづくりへの参画)

第19条 市は、まちづくりの過程において、計画、実施及び評価の各段階に市民の参画が図られるよう努めるものとする。

2 市は、まちづくりにおける地域課題の解決のために、NPO、コミュニティ、大学等との協働を推進するよう努めるものとする。

(審議会等への参画)

第20条 市は、市政の重要な事項に対し、市民と協働して対処するため、審議会等の附属機関等を設けることができる。

2 市は、附属機関等の委員を任命しようとするときは、条例等で定める特別な場合を除き、定数の一部に公募による委員を含めるよう努めるとともに、性別、年齢構成、他の附属機関等の兼職状況等に配慮するものとする。

(各種計画策定への参画)

第21条 市は、まちづくりを計画的に実施し、市民の参画を推進するため、基本構想をはじめ施策に関する重要な計画等を策定するときは、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 計画等策定に関する情報を事前に公表すること。
- (2) 市民が計画等の策定に参画できるよう、多様な方法を工夫すること。
- (3) 計画等の計画案及び策定中の経過を公表し、市民の意見を聞くこと。
- (4) 市民から寄せられた意見の対応について、市民に説明すること。

(市民意見等の募集及び反映)

第22条 市は、重要な計画及び政策の策定並びに条例の制定改廃に際し、パブリックコメント制度等を活用し、広く市民の意見を聞くものとする。

- 2 市は、前項の規定により市民の意見を聽こうとするときは、別に定めるところにより、事前に必要な事項について公表するものとする。
- 3 市は、第1項の規定により提出された意見等について総合的に検討し、その適切な反映に努めるとともに、検討結果を公表するものとする。

(住民投票)

第23条 市長は、市政及び市の将来にかかわる最重要項目について、広く市民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

- 2 住民投票の投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定める。
- 3 市民、市議会及び市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

第7章 協働のまちづくり

(コミュニティ)

第24条 市民は、この条例の目的を達成するために、その活動内容に応じた多様なまちづくりを行う組織をつくることができる。

- 2 市民及び市は、自治会その他のコミュニティの役割を認識し、その活動を拡充し、又は活発にしていくための学習機会の確保に努めるものとする。
- 3 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会その他のコミュニティの活動に参画し、相互に助け合い、協働して行動するものとする。
- 4 市は、自治会その他のコミュニティの活動を促進するために必要な支援を行うものとする。

(地域づくり協議会)

第25条 市民は、地域の様々な課題の解決に向けて、市民自らが継続的に取り組み、それぞれの特徴を活かした地域をつくるため、地域づくり協議会を設置するものとする。

- 2 地域づくり協議会は、地域課題の解決のほか市民にかかわる公共的な活動を担い、様々な主体が行う活動について連携しながら、より効率的、効果的に実施できるよう調整する役割を担うものとする。
- 3 地域づくり協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市その他の組織と連携しながら地域における自治をすすめるものとする。
- 4 市は、地域づくり協議会の活動に対して必要な支援を行うものとする。
- 5 市は、地域づくり協議会との協働により、事務事業の一部を当該協議会に委ねることができる。この場合において、市は、その実施にかかる経費等について必要な措置を講じるものとする。
- 6 市は、地域づくり協議会の活動その他必要な事項について、別に指針で定める。

(多文化共生)

第26条 市民及び市は、世界の人々と相互に理解を深め、多様な文化が共生し、平和に共存することができるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市は、市民が多様な文化及び価値観を相互に理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域の一員として共生できる環境の整備に努めるものとする。

第8章 他の機関等との関係

(国、他の地方公共団体等との関係)

第27条 市は、国、他の地方公共団体その他関係機関との間において、相互に協力して適切な関係の構築に努めるとともに、共通する地域課題の解決のため、積極的に連携するよう努めるものとする。

第9章 条例の位置付け及び見直し

(条例の位置付け)

第28条 この条例は、本市の自治における基本となるものであり、市民、市議会及び市は、まちづくりの推進に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重するよう努めるものとする。

2 市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図るものとする。

(条例の見直し)

第29条 市は、まちづくりの推進状況及び社会状況の変化等に照らし、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講じるものとする。

2 前項の場合において、市は市民の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

◆長浜市市政事務嘱託員設置規程

長浜市市政事務嘱託員設置規程

(設置)

第1条 市と市民との連絡や調整等を行い、市政事務を迅速かつ円滑に遂行するため、長浜市市政事務嘱託員（以下「市政事務嘱託員」という。）を設置する。

(委嘱)

第2条 市政事務嘱託員は、各自治会から選出された自治会長をもって充てることとし、市長が委嘱する。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、自治会から選出された自治会長以外の者を市政事務嘱託員に委嘱することができる。

(委嘱期間)

第3条 市政事務嘱託員の委嘱期間は、各自治会から次の市政事務嘱託員が選出されるまでの期間とする。

(職務)

第4条 市政事務嘱託員は、担当する自治会の区域において、次に掲げることを職務とする。

- (1) 市と市民との連絡や調整を行うこと。
- (2) 市と市民とのパートナーシップの構築に努めること。
- (3) 災害時において、人、建物等被害状況を的確かつ迅速に把握し、その状況を市へ連絡するとともに、市民の避難所等への誘導を適切に行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が依頼した市政事務に協力すること。

(守秘義務)

第5条 市政事務嘱託員は、職務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(報償費)

第6条 市長は、市政事務嘱託員に対し、年額10,500円の基本額に世帯数1世帯当たり850円の加算額を加算した額を報償費として支給する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、市政事務嘱託員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月13日から施行する。

附 則（平成28年4月1日訓令第22号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日訓令第9号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日訓令第23号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

◆長浜市市政事務嘱託員あて文書取扱規程

長浜市市政事務嘱託員あて文書取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市行政と市民との円滑なコミュニティ活動に資するため市政事務嘱託員あてに発する文書（以下「市政事務嘱託員あて文書」という。）の取扱いについて、長浜市文書管理規程（平成18年長浜市訓令第4号。以下「規程」という。）その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(文書の種類)

第2条 市政事務嘱託員あて文書の種類は、次のとおりとする。

- (1) 配布依頼文書
- (2) 周知依頼文書
- (3) 調査依頼文書
- (4) 取りまとめ依頼文書
- (5) その他の文書

(送達計画)

第3条 市政事務嘱託員あて文書の送達にあたって、規程第2条第2号に定める課（以下「主務課」という。）の長は、市民活躍課長（以下「所管課長」という。）が別に指定する期日までに送達計画を立て、市政事務嘱託員あて文書送達計画書（別記様式）により所管課長に報告するものとする。

2 所管課長は、前項の送達計画書に基づき文書の送達に係る必要な事項について、主務課長と調整しなければならない。

(起案)

第4条 市政事務嘱託員あて文書の起案にあたっては、努めて市政事務嘱託員の手数の軽減を図るとともに、円滑適正に事務が進行するよう配慮するほか、特に次の事項に心掛けなければならない。

- (1) 文意を明確にするとともに、文章はなるべく簡潔を旨とすること。
- (2) 周知事項の連絡依頼は、必要最小限度に止めること。

(合議)

第5条 調査依頼文書又は取りまとめ依頼文書を発送しようとするときは、主務課長は当該起案書に関係書類を添え、所管課長に合議しなければならない。

2 所管課長は、前項の規定により合議を受けたときは、直ちにその内容及び文書の体裁等について審査しなければならない。

3 所管課長は、前項の審査の結果、市政事務嘱託員あて文書として適当でないと認めたときは主務課長と協議のうえその内容に変更を加え、又はその他必要な措置を講じなければならない。

(公印使用の省略)

第6条 市政事務嘱託員あて文書には、特別なものを除き公印の使用を省略することができる。

(あて名)

第7条 市政事務嘱託員あて文書のあて名は、特別なものを除き「〇〇町市政事務嘱託員（自治会長）あて」又は「各町市政事務嘱託員（自治会長）あて」とする。

(発送)

第8条 市政事務嘱託員あて文書の発送は、所管課長が別に指定する日に市民活躍

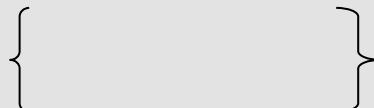
課において行う。ただし、法令等により発送日が指定されているもの、又は緊急のやむを得ない事情があるときは、所管課長の承認を得て、主務課において発送することができる。

(その他)

第9条 この規程の施行に関し、必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

この規程は、平成18年2月13日から実施する。

 (中略)

附 則

この規程は、令和5年2月15日から実施する。

◆長浜市自治会告示の基準に関する規則

長浜市自治会告示の基準に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市内に地縁による団体（町又は字の区域その他市内の一定区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下同じ。）が設立された際に、当該地縁による団体が長浜市市民自治基本条例（平成23年長浜市条例第1号）第24条に規定する自治会であることを認める告示を行うにあたり、必要な事項を定める。

(告示の要件)

第2条 前条の告示は、地縁による団体のうち次に掲げる要件の全てを満たすものについて行うものとする。

- (1) 地域住民の福祉の向上に資する団体であること。
- (2) 良好的な地域社会の維持及び形成のため、住民相互の連絡、交流、環境整備、安全確保等地域的な共同活動を行うことを目的に、民主的かつ主体的に運営され、現にその活動を行っていること。
- (3) その区域が、道路や河川等、相当の期間にわたって存続し、住民にとって客観的に明らかなもので定められ、かつ道路、河川、公園、集会所等の公共的な空間を含む一定の連續したものとして定められていること。
- (4) やむを得ない場合を除き、その区域が、他の自治会の区域と重複していないこと。
- (5) その区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (6) 目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項等が規定された規約を定めていること。
- (7) 市長の各種要請への協力及び協働のまちづくり推進の意思があること。

(告示の申出)

第3条 第1条の告示を受けようとする団体の代表者は、前条各号に掲げる要件について事前に市長と協議を整えた上で、自治会告示申出書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設立の理由書
- (2) 区域を示す図面等
- (3) 設立総会の決議を記した議事録（議長、議事録署名人等の複数の署名または記名・押印があるものに限る。）
- (4) 役員及び構成員名簿
- (5) 規約
- (6) 事業計画書及び予算書

2 やむを得ず他の自治会と区域が重複している場合は、前項各号に掲げる書類に加えて、当該区域の重複している自治会と区域の境界について確認した旨を証する書類を添付しなければならない。

(告示)

第4条 市長は、前条に規定する申出があったときは、第2条各号に掲げる要件に該当

するか否かを審査し、適當と認めるものについて、これを告示するものとする。

(解散届)

第5条 第1条の告示を受けた自治会の代表者は、自治会を解散したときは、解散届を速やかに市長に提出しなければならない。

(告示の取消し)

第6条 市長は、第1条の認定を受けた自治会が、第2条各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は虚偽の申請その他不正の手段により認定を受けたと認められるときは、当該告示を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する取消しを行ったときは、これを告示するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

◆長浜市人権学習推進員設置要綱

長浜市人権学習推進員設置要綱

(設置)

第1条 地域の人権学習を推進するため、自治会に長浜市人権学習推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(職務)

第2条 推進員は、人権学習の推進に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 地域住民のあらゆる人権問題に対する正しい理解の推進及び人権尊重意識の高揚に関するこ。
- (2) 自治会及び地域人権学習組織等との連携により、地域における人権学習の推進を図ること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、人権学習推進のための活動に関するこ。

(委嘱)

第3条 市長は、自治会の長から推薦された者で、適當と認めるものを推進員として委嘱することができる。

(任期)

第4条 推進員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(研修等)

第5条 推進員は、その職務を行うために必要な研修に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第108号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

◆長浜市連合自治会会則

長浜市連合自治会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は長浜市連合自治会と称し、事務所を長浜市役所本庁内に置く。

(目的)

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 市民の自治意識の高揚と自治活動の振興を図ること。
- (2) 自治会長相互の連絡協調、親睦を図り、円滑な職務の遂行に努めること。
- (3) 市政との協働により、明るく住みよいまちづくりの推進に努めること。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自治組織の運営及び発展に関する調査と研究
- (2) 会員相互の連絡調整及び情報交換
- (3) 市政との協働の推進に関する事業
- (4) その他本会の目的を達成するため必要と認める事項

第2章 組織、役員及びその任務

(組織)

第4条 本会は別表に掲げる各町の自治会をもって組織する。

(役員)

第5条 本会の役員は、各地区連合自治会長をもって充てるものとする。ただし、長浜まちなか連合、神照連合、六荘連合、びわ連合においては、副会長1名（複数の小学校区を有する等の地区）を含む。

2 役員の職は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 26名以内
- (4) 監事 2名

(役員の職の選出)

第6条 選出は次のとおりとする。

- (1) 役員の互選により会長、副会長、監事を選出し、総会において報告するものとする。
理事は、会長、副会長、監事に選出された者以外の役員をもって充てる。
- (2) 会長、副会長、監事に欠員を生じたときは、役員会で選出補充する。

(役員の任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。また、研修・事業・会計それぞれの総括責任者を兼ねるものとする。
- 3 理事は、本会の運営に関して審議し、会務の執行にあたる。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は定期総会までとし、再任されることを妨げない。役員が欠けた場合において、補欠により就任した役員の任期は、前任の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会および役員会とする。ただし、必要に応じて他の機関との連絡会議を開くことができる。

(会議の構成)

第10条 総会は各町自治会長、役員会は第5条の役員をもって構成する。

(会議の議決)

第11条 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、会長が議長となる。会議の議決は出席者の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会)

第12条 定期総会は毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

2 総会の付議事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、事業報告
- (2) 予算決算
- (3) 役員報告
- (4) 会則の変更
- (5) その他重要な事項

(役員会)

第13条 役員会は会長が必要と認めるとき隨時招集し、次の事項を付議決定する。

- (1) 自治会の要望により委任された事項
- (2) 市からの要望または依頼された事項
- (3) その他本会運営に関する事項

第4章 会計

(経理)

第14条 本会の経費は、負担金、補助金、受託金その他をもって充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 会長は、毎年度終了後すみやかに会計監査を受け、決算報告をして総会の承認を受けなければならない。

第5章 雜則

(庶務)

第16条 本会の庶務は、長浜市市民協働部市民活躍課において行う。

(簿冊)

第17条 本会に次の簿冊を整える。

- (1) 会則
- (2) 会員名簿

- (3) 会計簿
- (4) 事業記録
- (5) その他
 - (その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は役員会で定める。

附 則

この会則は、平成18年4月23日から実施する。

{ } (中略)

附 則

この会則は、令和5年5月13日から実施する。

第2節 規約例

◆自治会規約（例）

○○町自治会規約

（名称及び事務所）

第1条 本会は、○○町自治会（以下「自治会」という。）と称し、事務所を地区集会所に置く。

（目的）

第2条 自治会は、会員の相互扶助並びに福祉の増進を図り、良好な地域社会の形成及び維持並びに発展に資することを目的とする。

（区域）

第3条 本会の区域は、長浜市○○町○○番○○から○○番○○までの区域とする。

（組織）

第4条 自治会は、○○町の居住者をもって組織する。

（入会）

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第6条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

（事業）

第7条 自治会の事業は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 会員の福利厚生に関する事。
- (3) 区域内の美化、公衆衛生、環境の整備に関する事。
- (4) 防災並びに防犯に関する事。
- (5) 公共諸団体との連絡協調に関する事。
- (6) その他必要と認める事項

（役員の種類）

第8条 自治会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 会計 ○名
- (4) 班長 班数名 （地区により、組長等名称は異なります。）
- (5) 監事 ○名

2 監事は、正副会長及び会計を兼ねることができない。

(選出の方法)

第9条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(役員の任務)

第10条 役員の任務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 会長は、自治会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、金銭の出納と管理を行う。
- (4) 班長は、班を代表し班を取りまとめるとともに、第4条の事業に協力する。
- (5) 監事は、会計を監査する。

2 各役員は、相互に協力し自治会の運営を行うものとする。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の手当)

第12条 役員の手当の規定は別に定める。

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、1世帯1名の会員をもって構成する。

3 役員会は、監事を除く第8条の役員をもって構成する。

(会議の招集)

第14条 会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、臨時総会については、役員会の決定又は会員（世帯数）の〇分の〇以上の請求があったときは、会長は会議を招集しなければならない。

(総会)

第15条 定期総会は、原則として毎会計年度終了後開催し、次の事項を審議する。

- (1) 予算並びに決算に関する事項。
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項。
- (3) 自治会規約等の変更に関する事項。
- (4) 役員の選任に関する事項。
- (5) その他必要と認める事項

2 会長は、必要があると認めるときは、役員会に諮り、臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第16条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 自治会の事業運営に関する事項。
- (2) 総会に付する案件に関する事項。
- (3) その他必要と認める事項

(会議の成立要件、議長及び議決)

第17条 会議は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者に加える。

2 総会の議長は、会員から選出し、役員会は会長が議長となる。

3 会議における議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第17条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

(経費)

第20条 自治会の経費は、次の各号に定める収入をもって充てるものとする。

(1) 会費

(2) 協賛金

(3) 市交付金等

(4) 寄付金

(5) その他の収入

(会費及び協賛金)

第21条 会費及び協賛金は、次の各号のとおりとする。

(1) 会費は、会員1世帯あたり年額〇〇〇円とする。（または、月額〇〇〇円）

(2) 協賛金は、本会の区域内に存する事業所で、本会の運営に協賛する事業者の協力金とする。

2 会費の納入時期、減免及び新規加入者の会費の規定は別に定める。

(会計年度)

第22条 自治会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

◆認可地縁団体規約（例）

○○町自治会規約

第1章 総則

（目的）

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) ○○○○○○○○○○○
- (5) ○○○○○○○○○○○

（名称）

第2条 本会は、○○町自治会と称する。

（区域）

第3条 本会の区域は、長浜市○○町○○番○○から○○番○○までの区域とする。

（事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、長浜市○○町○○番地○○に置く。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、○○に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
(2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。

第3章 役員

（役員の種別）

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員の選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議

決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後〇か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

1 ○○○○○○○○○

2 ○○○○○○○○○

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む)

(3) 開催目的、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員の〇分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録記載の資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生ずる果実

(5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決のよりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は、担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をことができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇〇月〇〇日に始まり、〇〇月〇〇日に終わる。

第七章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、長浜市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならぬ。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上 の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 雜則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、 総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならぬ。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

◆自主防犯隊規約（例）

〇〇自主防犯隊規約

（名称及び事務局）

第1条 本隊は、〇〇〇自主防犯隊と称し、事務局を〇〇町〇〇番地に置く。

（目的）

第2条 本隊は、〇〇地区における犯罪のない安全で安心な地域づくりのため、ボランティアによる自主防犯活動を行うことを目的とする。

（活動）

第3条 前条の目的を達成するため、本隊は次の活動を行う。

- (1) 地区内における巡回パトロール
- (2) 犯罪の抑止、青少年の健全育成のための声かけ運動
- (3) 事件、事故に遭遇した際の通報
- (4) 環境浄化活動
- (5) 地域安全に関する調査並びに研修活動
- (6) 広報啓発活動

（隊員）

第4条 本隊は、第2条の趣旨に賛同するものをもって構成する。

（役員）

第5条 本隊に隊長1名、副隊長1名、事務局長1名、監査1名を置く。

2 前項の役員のうち隊長は、隊員の互選により選出し、他の役員は隊長の指名により選出する。

3 役員の任期は1年（欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間）とする。ただし、再任を妨げない。

（会議）

第6条 予算、決算、役員改選、規約の改正、その他本隊の運営に必要な事項を協議するため、年1回以上総会を開催する。

2 総会は隊員をもって構成し、隊長が招集し、議長には隊長が指名する。

3 総会は、構成員の半数以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 活動計画の立案、総会資料の作成等を行うため、役員会を開催する。

5 役員会は役員をもって構成し、隊長が招集し、議長には隊長があたる。

6 役員会の議決は、総会の場合に準じるものとする。

（経費）

第7条 本隊の経費は、会費、募金その他をもって充てる。

2 会費は年〇〇〇円とする。ただし、活動時必要に応じて別に徴収することができる。

3 会費の管理は副隊長が行うものとする。

（年度）

第8条 本隊の事業年度並びに会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終了する。

(その他)

第9条 この規約に定めるものの他、必要な事項については、役員会の議決を経て隊長がこれを定めるものとする。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

◆自主防災組織規約（例）

〇〇町自主防災組織規約

（名称）

第1条 この会は、〇〇町自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本組織の事務所は、〇〇に置く。

（目的）

第3条 本組織は、住民の相互扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること
- (4) 防災訓練の実施に関すること
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること
- (6) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本組織は、〇〇町内にある世帯を持って構成する。

（役員）

第6条 本組織に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第7条 会長は、本組織を代表し、事業を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、事業の運営に当たる。

4 監査役は、本組織の会計を監査する。

(会議)

第8条 本組織に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が召集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること

(2) 防災計画の作成および改正に関すること

(3) 事業計画に関すること

(4) 予算及び決算に関すること

(5) その他総会が特に必要と認めたこと

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第10条 幹事会は、会長・副会長及び幹事によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと

(2) 総会により委任されたこと

(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと

(防災計画)

第11条 本組織は、地震等による被害防止及び軽減を図るために、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること

(2) 防災知識の普及に関すること

(3) 防災訓練の実施に関すること

(4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関するこ

(5) その他必要な事項

(会費)

第12条 本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

第3節 書式例

◆総会次第（例）

○○町自治会 令和○○年度総会次第

と き 令和○○年○○月○○日（○）
○○時から○○時まで
ところ ○○○集会所

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 総会定足数報告・総会成立宣言
- 4 議長、議事録署名人の選任（選出）
- 5 議案審議
 - 第1号議案 令和○○年度事業報告案
 - 第2号議案 令和○○年度決算案
 - 第3号議案 令和○○年度監査報告
 - 第4号議案 役員改選
 - 第5号議案 令和○○年度事業計画案
 - 第6号議案 令和○○年度予算案
- 6 閉会

◆事業計画書（事業報告書）（例）

【例 1】

令和〇〇年度　〇〇町自治会事業計画書（事業報告書）

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

1 総務部事業

- | | |
|------------|----------|
| (1) 総会の開催 | 〇月〇日 |
| (2) 役員会の開催 | 毎月第〇 〇曜日 |

2 環境衛生部事業

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 琵琶湖一斉清掃 | 7月1日 |
| (2) 衛生・害虫駆除作業 | 〇月～〇月 |
| (3) ごみステーション周辺清掃 | 毎週〇曜日 |

3 防犯・防災部事業

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) 防犯灯の新設と一部修理 | 新設〇か所、修理〇か所 |
| (2) 防犯パトロール | 毎月第〇〇曜日 |
| (3) 交通安全指導 | 毎月1日、15日 |

4 体育部事業

- | | |
|------------|------|
| (1) 運動会の実施 | 〇月〇日 |
|------------|------|

．

．

【例 2】

令和〇〇年度　〇〇町自治会事業計画書（事業報告書）

期日	事業名	場所	事業内容
月	日		

◆予算書（例）

令和〇〇年度〇〇町自治会予算書				
【収入の部】			(単位:円)	
科目	本年度	前年度	増減	備考
会費				〇〇円×〇〇世帯
補助金・交付金				長浜市〇〇交付金
寄付金				
雑収入				預金利息
繰越金				前年度の繰越金
合計				

【支出の部】			(単位:円)	
科目	本年度	前年度	増減	備考
運営費				
会議費				総会、役員会
通信運搬費				郵便料、電話代
事務消耗品費				事務用品他
備品費				書庫、机
印刷費				コピ一代、写真代
助成費				各種団体への助成
人件費				役員報酬
光熱水費				電気、ガス、水道代
修繕費				防犯灯修理費
保険料				集会所火災保険料
負担金				連合自治会負担金等
事業費				
環境衛生費				清掃用品等
防犯・防災費				啓発物品、訓練費用
体育振興費				運動会費用
予備費				
合計				

◆決算書（例）

令和〇〇年度〇〇町自治会決算書				
【収入の部】 (単位:円)				
科目	予算額	決算額	増減	備考
※予算書と同じ科目				
合計				
【支出の部】 (単位:円)				
科目	予算額	決算額	増減	備考
※予算書と同じ科目				
合計				

◆監査報告書(例)

監査報告書				
令和〇〇年〇〇月〇〇日、帳簿、通帳、証拠書類などについて監査を行ったところ、帳簿の記入、通帳や証書、証拠書類の整理・保管、現金の出納は確実に処理されており、令和〇〇年度〇〇町自治会の会計は収支ともに適正に執行されていたことを認めましたので報告します。				
令和〇〇年〇〇月〇〇日				
監事	〇〇	〇〇	印	
監事	〇〇	〇〇	印	

◆予算科目（例）

【収入】

科目	内容
会費	会費収入
補助金・交付金	市などからの補助金や交付金(市自治振興交付金など)
寄付金	寄付金収入
会館使用料	会館の使用料
雑収入	預金利息
繰越金	前年度からの繰越金

【支出】

科目	内容
総務費	
会議費	総会、役員会などの会議費
通信運搬費	郵便料金、電話料金
事務消耗品費	文房具などの事務用消耗品
備品費	書庫、机、椅子など
印刷費	資料などのコピー代、写真現像代
助成費	子ども会や老人クラブなどへの補助金
人件費	役員報酬など
光熱水費	電気、ガス、上水道、下水道料金
修繕費	防犯灯や集会所等の修繕費
保険料	集会所等の火災保険料
負担金	連合自治会負担金等
事業費	
環境衛生費	環境美化活動に要する経費
防犯・防災費	防犯パトロールや防災訓練に要する経費
交通安全対策費	交通安全の啓発等に要する経費
体育振興費	運動会などの行事に要する経費
福祉費	福祉活動に要する経費
積立金	会館の新設、増改築等に備える基金
予備費	

◆総会議事録（例）

令和〇〇年度〇〇町自治会総会議事録

1 日 時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時から〇〇時まで

2 会 場 〇〇町自治会館

3 総会の成立

規約（規則）第〇条第〇項のとおり、総数〇〇〇名のうち、出席〇〇〇名、委任状〇〇〇名、欠席〇〇名で出席者及び委任状提出者が〇〇〇名であり、総会定足数を満たし総会が成立した。

4 議長選出

全員賛成により、〇〇〇を議長に選出した。

5 議事の審議

第1号議案 令和〇〇年度事業報告案

当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり承認された。

第2号議案 令和〇〇年度決算案

第3号議案 令和〇〇年度監査報告

当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり承認された。

第4号議案 役員改選

役員選考委員会から以下のとおり新役員案が提案された。

会長〇〇〇〇、副会長〇〇〇〇、会計〇〇〇〇、監事〇〇〇〇

当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり可決された。

第5号議案 令和〇〇年度事業計画案

当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり可決された。

第6号議案 令和〇〇年度予算案

当議事については、出席者〇〇〇名のうち、賛成〇〇〇名、反対〇〇名で規約（規則）第〇条第〇項のとおり可決された。

この議事録は、事実と相違ないことを確認します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

★ポイント④★

規約に定める議事録署名人による署名または記名・押印などがきちんとされていること。

議 長	〇〇	〇〇	印
議事録署名人	〇〇	〇〇	印
議事録署名人	〇〇	〇〇	印

第4節 文書例

◆総会開催通知（例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
会 員 各 位
〇〇町自治会長 〇〇 〇〇
令和〇〇年度〇〇町自治会総会の開催について（通知）
〇〇の候 皆様方には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。 日頃より自治会運営につきまして、ご理解ご協力を賜り深くお礼申し上げます。 さて、令和〇〇年度通常総会を下記により開催いたしますので、万障繰り合わせの 上ご出席くださいますようお願い申し上げます。
記
1 日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日（〇）〇〇時から
2 場所 〇〇町自治会館
3 議事
(1)報告第1号 令和〇〇年度〇〇町自治会事業報告及び決算報告について (2)報告第2号 令和〇〇年度〇〇町自主防災組織事業報告及び決算報告について (3)報告第3号 会計監査報告について (4)議案第1号 令和〇〇年度〇〇町自治会事業計画(案)及び予算(案)について (5)議案第2号 令和〇〇年度〇〇町自主防災組織事業計画(案)及び予算(案)につ いて
4 その他

◆委任状

委 任 状
令和〇〇年〇〇月〇〇日開催の令和〇〇年度〇〇町自治会総会を欠席します。 ついては、総会の議決権を 代理人 〇〇 〇〇 に委任します。
住所 氏名
印

◆自治会への加入のご案内（例）

○○町内にお住まいの皆様へ
(○○町内に転入された皆様へ)

○○町自治会長 ○○ ○○

○○町自治会への加入・参加のご案内

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
○○町自治会は、この地域にお住まいの方々の親睦や、安全・安心な暮らしのために、いろいろな取り組みを行っています。

- ごみステーションの設置や管理、歩道の花壇の手入れなどの環境美化に努めています。
- 犯罪を防止するため街路灯を設置しています。
- 自治会内の生活道路の除排雪を行っています。
- 通学路での交通安全パトロールや見守りを行っています。
- お祭りや運動会、新年会などの行事で親睦を図っています。

この他にも様々な活動を行っています。

私たちの生活は自治会と大きく関わりをもっています。
○○町をさらに安全・安心で住みよい地域にしていくために、自治会へのご加入と活動へのご参加をお願いいたします。

自治会費について

1か月○○○○円です。集金方法についてはご加入時にご説明いたします。

家庭ごみの収集日

ごみ収集カレンダーをご確認ください。

お問い合わせ先

○○町自治会（担当○○ ○○ TEL：○○-○○○○）

----- 切り取り線 -----

【加入申込書】

氏名	住所	電話番号
		()

同居の方の氏名（ ）

※ご記入のうえ、自治会長、組長にお申込みください。

◆Guia sobre como se filiar à Associação de Moradores de Bairro (modelo)

※前ページの「自治会への加入・参加のご案内（例）」をポルトガル語訳したものです。

Aos residentes do (Aos que se mudaram para o)

-cho)

-cho Jichikaicho
(Presidente da Associação de Moradores)

Guia para filiação/participação no _____-cho Jichikai (Associação de Moradores do _____-cho)

自治会への加入・参加のご案内

O _____-cho Jichikai, está engajado em várias atividades para que todos os moradores da região tenham laços de amizade, segurança e tranquilidade na vida cotidiana. Algumas dessas atividades são:

- Instalar e administrar os locais de coleta de lixo, reparar os canteiros de flores das calçadas etc, para o embelezamento do ambiente;
- Instalar postes de luz elétrica para iluminação e prevenção contra crimes;
- Retirar a neve das ruas mais utilizadas situadas dentro dos limites do bairro da Associação;
- Fazer patrulhas de segurança no caminho utilizado pelas crianças para ida e volta da escola;
- Organizar festivais, gincanas esportivas, festas de início de ano, etc. para promoção de amizade e confraternização entre os moradores.

Além dessas, há diversas outras atividades promovidas pelo Jichikai.

Nossa vida cotidiana está extremamente ligada ao Jichikai.

E para fazer do bairro _____-cho um lugar ainda mais seguro, mais tranquilo e confortável para se viver, pedimos a todos que se filiem e participem no Jichikai.

Sobre o Jichikaihi (taxa da Associação) 自治会費について

O valor do Jichikaihi será de _____ ienes por mês. A explicação sobre o recolhimento será realizada no ato da inscrição.

Sobre os dias de coleta de lixo 家庭ごみの収集日

Verificar o calendário da coleta de lixo conforme o bairro.

Contato お問合せ先 _____-cho Jichikai

Responsável 担当: Sr(a) _____ Tel: _____ - _____

----- corte aqui -----

【Ficha de inscrição 加入申込書】

Nome 氏名	Endereço 住所	Telefone 電話番号
		()
Nome dos conviventes 同居の方の氏名		

※Após o preenchimento, favor entregar a ficha ao Jichikaicho ou Kumicho ou Hancho (líder de grupo).

◆自治会への加入のご案内(例)やさしい日本語版

やさしい日本語は、外国人などに分かりやすい日本語です。地域の外国人住民へのご案内にご活用ください。外国人市民向け「自治会加入促進パンフレット」多言語版(ポルトガル語、スペイン語、英語、ベトナム語、中国語)はこちらから→



市ホームページ

○○町に住んでいる人へ(○○町に引越してきた人へ)

○○町自治会長 ○○ ○○

○○町自治会に入りませんか

こんにちは。○○町自治会は、○○町に住んでいる人たちのグループです。○○町でみんながなかよく、安全に安心して住んでほしいです。そのためにいろいろなことをしています。

①ごみを捨てる場所をつくります。ごみを捨てる場所を掃除します。道の花を育てます。

②夜の道に電気をつけます。道を明るくして、安全にします。

③○○町の道の雪を掃除します。

④子どもが学校にいく道を安全にします。

⑤○○町のみんなでいっしょにお祭りやスポーツをします。

自治会は私たちの生活を良くします。○○町を良くしたいです。

自治会にはいってください。みんなで仲良くしましょう。

自治会費

自治会費は、上の①~⑤のことをするために必要なお金です。

1ヶ月○○○○円払います。払い方は自治会に入るときに教えます。

ごみを出す日

ごみ収集カレンダーを見てください。ごみを出す日が書いています。

わからないことは、○○町自治会の○○さんに聞いてください。電話番号は、○○-○○○○です。

----- ☈はさみて切ってください ☈ -----

【自治会に入ります】

なまえ 名前	じゅうしょす 住所(住んでいるところ)	でんわばんごう 電話番号
いっしょに住んでいる人の名前()		

※書いたら、自治会長か班長に出してください。

◆自治会加入案内チラシ例（表）

長浜市・長浜市連合自治会

じちかい

自治会

に加入しませんか？

Q 自治会って
どんなことを
しているんだろう？

Q 加入したら
どんなメリット
があるの？

【お問合せ】 〇〇自治会 TEL: 0749-00-0000

※チラシ例は市ホームページからダウンロードできます。



◆自治会加入案内チラシ例（裏）

皆さんのが快適に暮らしているまちは、 実は自治会の地道な努力に より作り上げられています。



自治会ではこんな活動をされています



01

安全・安心なまちづくり

登下校時の子どもたちの見守りを行っています。また、夜間に道を照らしている「防犯灯」の多くは、自治会で設置や維持管理を行っています。
そのほか、災害への備えとして、備蓄品の確保や防災訓練を行うなど、地域の安全確保に努められています。

02

美しいまちづくり

地域をきれいで快適な環境とするために、清掃活動やゴミ捨て場所の管理などの環境美化活動を行っておられます。
また、沿道や公園に花を植えて、ホッとできる場所をつくられている自治会もあります。

03

ふれあいのあるまちづくり

夏祭りや子ども会などのイベントを通じて、お互いの交流を深められています。
地域の交流は、いざという時に大きな力を発揮します。近くに顔見知りの人がいることは、非常時には何よりも心強く、安心感がありますね。

04

情報を共有するまちづくり

市役所からの文書回覧や広報配布によって、地域の情報共有を行っておられます。
自治会独自の広報誌やホームページ、SNSを作成して地域への関心を高める活動をしている自治会もあります。

【加入申込書】

氏名	住所	電話番号
		()

同居の方の氏名（ ）

※ご記入のうえ、自治会長、組長にお申込みください。

※チラシ例は市ホームページからダウンロードできます。



ダウンロードはこちら

◆自治会への加入協力のお願い（例）

〇〇マンション管理会社 様
(〇〇マンション所有者 〇〇様)

〇〇町自治会長 〇〇 〇〇

自治会加入・参加へのご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろから〇〇町自治会の活動にご理解、ご協力をいただいておりますことに、自治会を代表いたしましてお礼申し上げます。

さて、当自治会では、この地域にお住まいの方々の親睦や、安全・安心な暮らしのために、いろいろな取り組みを行っています。

- ごみステーションの設置や管理、歩道の花壇の手入れなどの環境美化に努めています。
- 犯罪を防止するため街路灯を設置しています。
- 自治会内の生活道路の除排雪を行っています。
- 通学路での交通安全パトロールや見守りを行っています。
- お祭りや運動会、新年会などの行事で親睦を図っています。

この他にも様々な活動を行っています。

つきましては、貴社（貴殿）の管理される建物の居住者の皆様に、自治会活動にご加入・ご参加いただけますよう、特段のご配慮、ご協力をお願いいたします。

自治会費について

自治会費については1か月〇〇〇〇円です。集金方法等については、ご相談いただきますようお願いします。

家庭ごみの収集、除排雪等について

家庭ごみの収集、除排雪、その他の事項については、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

〇〇町自治会（担当〇〇 〇〇 TEL：〇〇—〇〇〇〇）

◆Solicitação para se filiar à Associação de Moradores de Bairro (modelo)

※前ページの「自治会への加入協力のお願い（例）」を翻訳したものです。

À Administração do prédio _____

(Ao proprietário do prédio _____, Sr(a)_____)

-cho Jichikaicho
(Presidente da Associação de Moradores)

Solicitação de colaboração na filiação/participação no _____-cho Jichikai (Associação de Moradores do _____-cho) 自治会加入・参加へのご協力のお願い

Como representante do _____-cho Jichikai, gostaria de agradecer a imensa compreensão e colaboração com as atividades realizadas por esta Associação.

O Jichikai está engajado em várias atividades para que todos os moradores da região tenham laços de amizade, segurança e tranquilidade na vida cotidiana. Algumas dessas atividades são:

- Instalar e administrar os locais de coleta de lixo, reparar os canteiros de flores das calçadas etc, para o embelezamento do ambiente;
- Instalar postes de luz elétrica para iluminação e prevenção contra crimes;
- Retirar a neve das ruas mais utilizadas situadas dentro dos limites do bairro da Associação;
- Fazer patrulhas de segurança no caminho utilizado pelas crianças para ida e volta da escola;
- Organizar festivais, gincanas esportivas, festas de início de ano, etc. para promoção de amizade e confraternização entre os moradores.

Além dessas, há diversas outras atividades promovidas pelo Jichikai.

Sendo assim, gostaríamos de solicitar a colaboração de V. S.^a, administradora do prédio, para que incentive os moradores a se filiarem e participarem no Jichikai.

Agradecemos a consideração.

Sobre o Jichikaihi (taxa da Associação) 自治会費について

O valor do Jichikaihi será de _____ ienes por mês. Solicitamos que consulte a Associação sobre o seu recolhimento e outras informações pertinentes.

Sobre os dias de coleta de lixo, remoção da neve 家庭ごみの収集日、除排雪等について

Esteja à vontade para consultar sobre a coleta de lixo, remoção da neve e outros assuntos.

Contato お問合せ先

◇ボランティア募集（例）

第〇〇回〇〇〇夏まつり ボランティア募集

8月〇〇日（〇）
【会場】〇〇小学校グラウンド
※雨天時 同校体育館
【時間】9：30～12：00

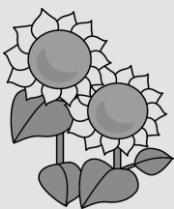
子育て家庭や地域のたくさんの人たちと一緒に夏の遊びを楽しみませんか？
子どもたちと楽しく遊びたい方！！
参加をお待ちしています♪



《遊びの内容》
水遊び、きんぎょつり、くじ
などなどいろいろ♪

お願い

- ★当日は午前9時30分までに会場にお越しください。
- ★貴重品は持ってこないようにお願いします。持参する場合は、必ず身に付け各自で管理をお願いします。
- ★炎天下での活動が予想されますので、帽子を必ずかぶってください。
- ★水遊びが中心です。動きやすい服装・動きやすい靴（スカート・サンダル不可）、着替え、タオル、飲み物の用意をしてください。
- ★雨天の場合は小学校の体育館で行いますので、上靴と外靴を入れるビニール袋をご持参ください。



【問い合わせ先】

〇〇町自治会

〇〇町〇〇番地（担当〇〇、〇〇）

TEL：〇〇-〇〇〇〇 FAX：〇〇-〇〇〇〇

第5節 自治会と関連のある市業務と担当課

項目	担当	電話番号
自治会		
自治会活動全般	市民活躍課	65-8711
自治会館建築・バリアフリー化改修補助等		
移住に関する相談	未来こども若者課	63-6371
空き家に関する相談	住宅課	65-6533
自治会の備品購入補助	社会福祉協議会	62-1804
市民協働		
地域づくり協議会	市民活躍課	65-8711
行政出前講座	市民活躍課	65-8711
ボランティア	社会福祉協議会	62-1804
防災		
自主防災組織	防災危機管理局	65-6555
消防団		
防災行政無線		
安全安心メール配信システム（防災）		
災害時の避難場所		
防災ハザードマップ		
自主防災組織		
避難支援・見守り支え合い制度	社会福祉課	65-6536
人権		
人権学習	人権施策推進課	65-6560
女性の悩み相談		
DVに関する悩み相談		
広報・広聴		
広報ながはま、市民の意見聴取	広報報道課	65-6504
防犯		
長浜市防犯自治会	市民活躍課	65-8711
安全安心メール配信システム（防犯）		
自主防犯活動に対する補助		
防犯灯設置に対する補助		
交通安全		
交通安全対策	市民活躍課	65-8711
交通安全推進活動に対する補助		
多文化共生		
外国人との多文化共生	市民活躍課	65-8711

項目	担当	電話番号
生涯学習		
生涯学習講座	生涯学習課	65-6552
ごみ		
ごみの収集	環境保全課	65-6513
不用品交換情報		
ごみ集積所整備に対する補助		
不法投棄対策に対する補助		
ごみの不法投棄		
環境衛生		
犬の登録と狂犬病予防注射	環境保全課	65-6513
消費生活		
消費生活相談	消費生活相談室	65-6567
戸籍・住民票等		
戸籍、住民票、印鑑登録等	市民課	65-6511
税		
市税（市民税・固定資産税・軽自動車税等）	税務課	65-6508
国民健康保険・国民年金		
国民健康保険	保険年金課	65-6512
国民年金		
生活福祉		
生活保護	社会福祉課	65-6519
児童福祉		
家庭や児童の問題に関する相談	家庭児童相談室	65-6544
ひとり親相談	こども家庭支援課	65-6514
しうがい福祉		
しうがい者に関する福祉サービスや制度等	しうがい福祉課	65-6518
高齢者福祉		
高齢者に関する福祉サービスや制度等	長寿推進課	65-7789
介護保険		
介護保険	介護保険課	65-8252
健康		
健康診断	健康推進課	65-7759
乳幼児健診		
予防接種		
鳥獣害		
鳥獣害の防止対策に対する補助	農業振興課	65-6522

項目	担当	電話番号
景観・緑化		
景観形成、景観づくりに対する補助	都市計画課	65-6541
緑化推進に対する補助		
公共交通		
コミュニティバス・デマンドタクシー	都市計画課	65-6562
道路		
私道の舗装工事に対する補助	道路河川課	65-6531
除雪		
除雪機械購入に対する補助	道路河川課	65-6531
地域の除雪作業委託に対する補助		
高齢者世帯等の屋根雪下ろし費用補助	長寿推進課	65-7789
住宅建築		
建築確認申請	建築課	65-6543
木造住宅の耐震診断		
市営住宅	住宅課	65-6533
上水道・下水道		
上水道	長浜水道企業団	62-4101
下水道(料金)	下水道総務課	65-1600
下水道(工事・維持)	下水道施設課	65-1601
子育て・教育		
幼稚園、保育所、認定こども園	幼児課	65-8607
児童遊園の整備に対する補助	都市計画課	65-6541
北部合同庁舎・支所		電話番号
北部合同庁舎 北部管理課		82-5900
北部政策課		82-5960
北部建設課		82-5904
北部産業振興課		82-5902
くらし窓口課 北部合同庁舎内		82-5901
" 浅井窓口		74-3020
" びわ窓口		72-3221
" 虎姫窓口		73-3001
" 湖北窓口		78-1001
" 高月窓口		85-3111
" 余呉窓口		86-3221
" 西浅井窓口		89-1121

第6節 自治会一覧 世帯数・人口は令和6年2月1日現在の数値です。(住民基本台帳)

○印は認可地縁団体

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
1	まちなか	一の宮（いちのみや）	122	283	
2	まちなか	月見ヶ丘（つきみがおか）	39	69	
3	まちなか	八幡中山南（やわたなかやまみなみ）	100	182	○
4	まちなか	神前東（しんぜんひがし）	67	147	
5	まちなか	神前西（しんぜんにし）	22	48	○
6	まちなか	御坊東（ごぼうひがし）	38	75	
7	まちなか	神前栄（しんぜんさかえ）	30	73	○
8	まちなか	三の宮北（さんのみやきた）	31	59	
9	まちなか	三の宮中（さんのみやなか）	15	37	
10	まちなか	三の宮南（さんのみやみなみ）	13	31	
11	まちなか	神前上（しんぜんかみ）	158	335	
12	まちなか	北門前（きたもんぜん）	40	102	
13	まちなか	米川（よねがわ）	43	74	○
14	まちなか	高田東（たかだひがし）	51	112	
15	まちなか	高田北（たかだきた）	29	73	
16	まちなか	高田（たかだ）	36	61	
17	まちなか	高田中（たかだなか）	21	47	
18	まちなか	高田西（たかだにし）	57	115	○
19	まちなか	片（かた）	17	29	
20	まちなか	南片（みなみかた）	3	6	
21	まちなか	宮（みや）	34	73	○
22	まちなか	十軒（じゅっけん）	8	16	
23	まちなか	金屋（かなや）	11	21	
24	まちなか	錦南（にしきみなみ）	13	26	
25	まちなか	神戸（ごうど）	20	45	
26	まちなか	伊部（いべ）	18	39	○
27	まちなか	御堂前（みどうまえ）	30	52	
28	まちなか	グラン・ブルー長浜表参道 (ぐらんぶるーながはまおもてさんどう)	66	152	
29	まちなか	三ツ矢南（みつやみなみ）	30	64	
30	まちなか	三ツ矢中東（みつやなかひがし）	27	64	
31	まちなか	大通寺（だいつうじ）	18	43	
32	まちなか	中三ツ矢（なかみつや）	39	73	
33	まちなか	東三ツ矢北（ひがしみつやきた）	50	112	○
34	まちなか	東三ツ矢中（ひがしみつやなか）	44	93	○
35	まちなか	東三ツ矢南（ひがしみつやみなみ）	22	54	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
36	まちなか	三ツ矢新道（みつやしんみち）	54	103	
37	まちなか	京（きょう）	29	45	
38	まちなか	三ツ矢北（みつやきた）	57	127	
39	まちなか	仏光寺（ぶつこうじ）	35	82	
40	まちなか	北三越（きたみつこし）	48	91	○
41	まちなか	南三越（みなみみつこし）	44	104	○
42	まちなか	北日吉（きたひよし）	164	387	○
43	まちなか	中日吉（なかひよし）	48	98	○
44	まちなか	南日吉（みなみひよし）	162	311	○
45	まちなか	三ツ矢新（みつやしん）	80	159	
46	まちなか	郡上（ぐじょう）	30	71	
47	まちなか	相生（あいおい）	58	108	
48	まちなか	北呉服（きたごふく）	39	90	
49	まちなか	祝（いわい）	33	73	○
50	まちなか	南呉服東（みなみごふくひがし）	28	54	
51	まちなか	大手（おおて）	64	110	
52	まちなか	南呉服上（みなみごふくかみ）	53	99	
53	まちなか	南呉服元（みなみごふくもと）	69	145	
54	まちなか	南呉服南（みなみごふくみなみ）	127	257	
55	まちなか	殿（との）	266	528	
56	まちなか	公園（こうえん）	309	655	○
57	まちなか	豊公園前式番館（ほうこうえんまえにばんかん）	65	126	
58	まちなか	長浜駅西（ながはまえきにし）	139	299	
59	まちなか	公園新（こうえんしん）	57	121	
60	まちなか	鐘紡町緑風苑（かねぼうちょうりょくふうえん）	66	206	
61	まちなか	大島（おおしま）	33	58	
62	まちなか	横（よこ）	10	20	
63	まちなか	西本（にしほん）	12	24	○
64	まちなか	東本（ひがしほん）	8	18	
65	まちなか	八幡（やわた）	44	93	
66	まちなか	永保（えいほ）	18	46	
67	まちなか	箕浦（みのうら）	19	36	
68	まちなか	紺屋（こんや）	26	51	
69	まちなか	北船東（きたふなひがし）	11	26	○
70	まちなか	北船北（きたふなきた）	34	70	
71	まちなか	北船南（きたふなみなみ）	32	52	
72	まちなか	南船（みなみふな）	38	82	○
73	まちなか	栄船（えいせん）	77	164	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
74	まちなか	船山（ふなやま）	71	149	○
75	まちなか	南新（みなみしん）	11	22	○
76	まちなか	上田（かみた）	22	51	○
77	まちなか	中田（なかた）	51	90	○
78	まちなか	下田（しもた）	45	93	○
79	まちなか	田旭（たあさひ）	82	189	
80	六荘	八幡東（やわたひがし）	708	1,426	○
81	六荘	南川（みなみかわ）	101	212	○
82	六荘	八幡泉（やわたいすみ）	46	62	
83	六荘	南高田（みなみたかだ）	194	501	
84	六荘	東高田（ひがしたかだ）	534	1,253	○
85	六荘	三和（さんわ）	78	143	
86	六荘	地福寺（じふくじ）	456	1,058	
87	六荘	平方（ひらかた）	632	1,415	○
88	六荘	四ツ塚（よつづか）	381	846	○
89	六荘	勝（かつ）	473	1,036	○
90	六荘	大辰巳（おおたつみ）	230	497	○
91	六荘	室（むろ）	285	754	○
92	六荘	永久寺（えいきゅうじ）	90	240	
93	六荘	大戌亥（おおいねい）	347	815	
94	六荘	下坂中（しもさかなか）	106	317	○
95	六荘	寺田（てらだ）	54	136	○
96	六荘	田村（たむら）	199	511	
97	六荘	高橋（たかはし）	57	171	○
98	六荘	下坂浜（しもさかはま）	218	368	
99	六荘	平方南（ひらかたみなみ）	213	486	○
100	六荘	柳（やなぎ）	294	684	○
101	六荘	勝北（かつきた）	171	402	○
102	六荘	弥高（やたか）	307	688	○
103	六荘	平方北（ひらかたきた）	267	553	
104	南郷里	宮司東（みやしひがし）	475	1,156	
105	南郷里	宮司西（みやしにし）	750	1,776	○
106	南郷里	小堀（こぼり）	432	764	
107	南郷里	大東（おおひがし）	27	58	○
108	南郷里	今川（いまがわ）	147	383	○
109	南郷里	七条東（しちじょうひがし）	127	333	
110	南郷里	七条中（しちじょうなか）	102	261	
111	南郷里	七条西（しちじょうにし）	107	274	

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
112	南郷里	南小足（みなみこあし）	73	204	
113	南郷里	新栄（にいさか）	194	531	○
114	南郷里	日の出（ひので）	68	167	○
115	南郷里	加納（かのう）	338	678	○
116	南郷里	榎木（えのき）	135	340	○
117	南郷里	南田附東（みなみたづけひがし）	43	121	
118	南郷里	南田附西（みなみたづけにし）	436	1,067	
119	南郷里	小足新（こあししん）	379	923	○
120	南郷里	小足北（こあしきた）	166	225	
121	南郷里	七条新（しちじょうしん）	59	143	
122	南郷里	加納新（かのうしん）	138	320	○
123	南郷里	小堀新（こぼりしん）	367	755	○
124	南郷里	コーポ小堀（こーぽこぼり）	95	137	
125	神照	川崎（かわさき）	156	325	○
126	神照	山階（やましな）	193	467	○
127	神照	口分田（くもで）	587	1,304	○
128	神照	保田（ほうで）	46	128	
129	神照	今（いま）	94	264	○
130	神照	国友東（くにともひがし）	100	273	
131	神照	国友西（くにともにし）	105	293	
132	神照	泉（いずみ）	154	394	○
133	神照	新庄寺（しんじょうてら）	579	1,400	
134	神照	新庄中（しんじょうなか）	215	544	○
135	神照	新庄馬場（しんじょうばんば）	64	176	○
136	神照	小沢（こざわ）	61	186	○
137	神照	下之郷東（しものごうひがし）	22	62	○
138	神照	下之郷中（しものごうなか）	36	104	
139	神照	下之郷西（しものごうにし）	27	68	○
140	神照	森（もり）	48	128	○
141	神照	相撲（すまい）	251	670	○
142	神照	祇園元（ぎおんもと）	670	1,838	○
143	神照	列見（れつけ）	265	573	
144	神照	十里（じゅうり）	428	1,037	
145	神照	神照東（かみてるひがし）	752	1,932	
146	神照	神照西（かみてるにし）	589	1,376	
147	神照	シティライフ（していらいふ）	59	96	
148	神照	八幡中山（やわたなかやま）	773	1,546	○
149	神照	中山（なかやま）	93	191	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
150	神照	分木（ぶんぎ）	211	388	○
151	神照	北新東（きたしんひがし）	143	308	○
152	神照	北新西（きたしんにし）	87	178	
153	神照	北新南（きたしんみなみ）	97	190	○
154	神照	北新北（きたしんきた）	67	167	
155	神照	北新暁（きたしんあかつき）	61	139	
156	神照	上祇園（かみぎおん）	282	692	○
157	神照	美浜（みはま）	109	256	○
158	神照	緑ヶ浜（みどりがはま）	189	469	○
159	神照	八幡中山栄（やわたなかやまさかえ）	250	478	○
160	神照	十里南新（じゅうりみなみしん）	286	707	○
161	神照	相撲西（すまいにし）	219	544	○
162	北郷里	春近（はるちか）	97	213	○
163	北郷里	石田（いしだ）	236	570	○
164	北郷里	堀部（ほりべ）	176	391	○
165	北郷里	保多（ほだ）	40	100	○
166	北郷里	垣籠（かいごめ）	61	185	○
167	北郷里	東上坂（ひがしこうざか）	137	361	○
168	北郷里	西上坂（にしこうざか）	290	603	○
169	北郷里	千草東（ちくさひがし）	416	798	
170	北郷里	千草中（ちくさなか）	69	130	
171	北郷里	千草西（ちくさにし）	257	487	
172	西黒田	八条（はちじょう）	102	274	○
173	西黒田	本庄（ほんじょう）	99	287	○
174	西黒田	常喜東（じょうぎひがし）	65	202	
175	西黒田	常喜西（じょうぎにし）	69	178	
176	西黒田	鳥羽上北（とばかみきた）	70	190	
177	西黒田	鳥羽上南（とばかみみなみ）	40	110	○
178	西黒田	名越（なごし）	83	198	
179	西黒田	布勢（ふせ）	81	206	
180	西黒田	小一条（こいちじょう）	61	165	○
181	西黒田	本庄新（ほんじょうしん）	26	82	○
182	西黒田	常喜新（じょうぎしん）	57	123	
183	神田	加田東（かだひがし）	56	137	○
184	神田	加田西（かだにし）	79	226	
185	神田	加田南（かだみなみ）	72	180	○
186	神田	加田北（かだきた）	72	189	
187	神田	加田今（かだいま）	54	122	

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
188	神田	加田新（かだしん）	23	48	
189	神田	加田栄（かださかえ）	50	121	○
190	神田	ビレッジハウス加田（びれっじはうすかだ）	75	95	
191	湯田	内保（うちぼ）	687	1,938	
192	湯田	大路（おち）	155	454	○
193	湯田	三田（みた）	209	576	
194	湯田	大依（おおり）	88	207	
195	湯田	八島（やしま）	200	515	○
196	湯田	平塚（ひらつか）	19	39	
197	湯田	尊勝寺（そんしょうじ）	82	211	
198	湯田	山ノ前（やまのまえ）	46	119	○
199	湯田	西野（にしの）	56	162	
200	湯田	尊野（そんの）	66	160	
201	湯田	湯次（ゆすき）	91	182	
202	湯田	新三田（しんみた）	200	370	
203	湯田	西新三田（にしづみた）	79	208	
204	湯田	野上（のがみ）	139	439	
205	湯田	中瀬（なかせ）	49	159	
206	湯田	北新三田（きたしむみた）	72	254	
207	湯田	大路樂門（おちらくもん）	42	152	
208	田根	高畠（たかはた）	81	192	
209	田根	力丸（りきまる）	13	39	
210	田根	野田（のだ）	31	84	○
211	田根	木尾（きお）	99	272	○
212	田根	上野（うわの）	62	133	○
213	田根	小室（こむろ）	42	110	
214	田根	黒部（くろべ）	25	57	
215	田根	竜安寺（りゅうあんじ）	1	4	
216	田根	谷口（たにぐち）	37	83	
217	田根	北野（きたの）	53	144	
218	田根	池奥（いけおく）	8	16	
219	田根	瓜生（うりゅう）	36	97	
220	田根	田川（たがわ）	64	178	○
221	田根	須賀谷（すがたに）	5	9	
222	下草野	北ノ郷（きたのごう）	39	106	○
223	下草野	東野（ひがしの）	34	94	
224	下草野	小野寺（おのでら）	26	61	
225	下草野	醍醐（だいご）	16	39	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
226	下草野	徳山（とくやま）	25	54	
227	下草野	飯山（いやま）	23	60	
228	下草野	当目（とうめ）	41	97	
229	下草野	大門（だいもん）	31	102	○
230	下草野	乗倉（のせくら）	35	95	
231	下草野	西主計（にしかずえ）	68	157	○
232	下草野	東主計（ひがしかずえ）	59	168	
233	下草野	南郷（なんごう）	31	89	
234	下草野	浅井高原（あざいこうげん）	485	1,192	
235	下草野	高尾（たかお）	9	29	
236	七尾	相撲庭（すまいにわ）	145	388	○
237	七尾	今荘（いまじょう）	60	182	○
238	七尾	佐野（さの）	36	94	
239	七尾	南池（みなみいけ）	29	72	
240	七尾	北池（きたいけ）	39	91	
241	七尾	法楽寺（ほうらくじ）	27	75	
242	七尾	野村（のむら）	113	310	○
243	上草野	野瀬（のせ）	79	145	
244	上草野	草野（くさの）	64	157	
245	上草野	高山（たかやま）	86	196	
246	上草野	寺師（てらし）	39	86	
247	上草野	西村（にしむら）	25	56	○
248	上草野	太田（おおた）	21	40	○
249	上草野	郷野（ごうの）	63	169	○
250	上草野	鍛冶屋（かじや）	68	188	○
251	上草野	岡谷（おかだに）	13	36	
252	びわ	細江（ほそえ）	130	379	
253	びわ	曾根（そね）	258	678	
254	びわ	錦織（にしこおり）	67	182	○
255	びわ	落合（おちあい）	77	206	○
256	びわ	難波（なんば）	78	207	○
257	びわ	新居（にのい）	62	152	
258	びわ	野寺（のでら）	28	82	
259	びわ	八木浜（やぎはま）	95	275	
260	びわ	大浜町（おおはまちょう）	95	238	○
261	びわ	中浜（なかはま）	41	128	○
262	びわ	南浜（みなみはま）	167	440	
263	びわ	川道（かわみち）	311	787	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
264	びわ	小観音寺（こかんのんじ）	11	31	
265	びわ	稻葉（いなば）	47	109	
266	びわ	弓削（ゆうげ）	48	131	○
267	びわ	香花寺（こうけいじ）	39	104	○
268	びわ	富田（とんだ）	82	219	○
269	びわ	北富田（きたとんだ）	28	92	
270	びわ	十九（じゅっく）	14	42	○
271	びわ	上八木（かみやぎ）	44	135	
272	びわ	下八木（しもやぎ）	126	329	○
273	びわ	早崎（はやざき）	88	232	○
274	びわ	下益田（しもますだ）	26	63	○
275	びわ	益田（ますだ）	68	205	
276	びわ	安養寺（あんようじ）	90	273	○
277	びわ	御館（みたち）	53	124	○
278	びわ	鶴ヶ島（つるがしま）	25	61	
279	びわ	みずべの里（みずべのさと）	114	373	
280	虎姫	唐国（からくに）	119	282	○
281	虎姫	月ヶ瀬（つきがせ）	106	223	○
282	虎姫	虎姫本町（とらひめほんまち）	48	121	○
283	虎姫	大寺（だいじ）	94	267	○
284	虎姫	中野（なかの）	123	304	○
285	虎姫	三川（みかわ）	195	452	○
286	虎姫	宮部（みやべ）	217	577	○
287	虎姫	大井（おおい）	130	361	○
288	虎姫	西大井（にしおおい）	55	80	
289	虎姫	桜町（さくらちょう）	264	490	
290	虎姫	柿ノ木（かきのき）	84	145	
291	虎姫	長田（ながた）	128	251	
292	虎姫	新旭町（しんあさひまち）	220	359	
293	虎姫	酢（す）	118	282	○
294	虎姫	五村（ごむら）	114	267	
295	虎姫	田（た）	83	188	○
296	小谷	小谷郡上（おだにぐじょう）	55	142	○
297	小谷	小谷美濃山（おだにみのやま）	11	27	○
298	小谷	小谷上山田（おだにかみやまだ）	85	238	○
299	小谷	下山田（しもやまだ）	41	107	○
300	小谷	二俣（ふたまた）	26	91	
301	小谷	小谷丁野（おだにようの）	169	504	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
302	小谷	山脇（やまわき）	41	120	
303	小谷	河毛（かわけ）	93	279	○
304	小谷	別所（べっしょ）	12	36	○
305	小谷	留目（とどめ）	49	122	○
306	小谷	小谷伊部（おだにいべ）	71	217	○
307	速水	小今（こいま）	45	143	○
308	速水	賀（か）	41	119	○
309	速水	馬渡（もうたり）	98	253	○
310	速水	大安寺（だいあんじ）	30	90	○
311	速水	南速水（みなみはやみ）	44	126	○
312	速水	小倉（おぐら）	76	198	○
313	速水	湖北高田（こほくたかだ）	109	292	○
314	速水	速水（はやみ）	528	1,527	○
315	速水	八日市（ようかいち）	89	235	○
316	速水	青名（あおな）	65	187	
317	速水	猫口（ねこぐち）	55	141	
318	速水	沢（さわ）	20	53	
319	速水	湖北今（こほくいま）	52	132	
320	朝日	山本（やまもと）	304	872	○
321	朝日	五坪（ごのつぼ）	36	108	○
322	朝日	大光寺（だいこうじ）	30	86	○
323	朝日	田中（たなか）	53	153	○
324	朝日	海老江（えびえ）	65	215	○
325	朝日	延勝寺（えんしょうじ）	106	267	○
326	朝日	今西（いまにし）	92	228	○
327	朝日	津里（つのさと）	44	132	○
328	朝日	石川（いしかわ）	26	56	○
329	朝日	東尾上（ひがしおのえ）	34	98	○
330	朝日	尾上（おのえ）	93	232	○
331	富永	井口（いのくち）	122	325	○
332	富永	持寺（もちでら）	36	100	○
333	富永	洞戸（ほらど）	19	45	○
334	富永	高月尾山（たかつきおやま）	25	73	○
335	富永	保延寺（ほうえんじ）	47	129	○
336	富永	雨森（あめのもり）	139	378	○
337	富永	高野（たかの）	66	199	○
338	富永	新井口（しんいのくち）	120	305	○
339	高月	柏原（かしはら）	241	587	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
340	高月	新柏原（しんかはら）	89	279	
341	高月	渡岸寺（どうがんじ）	90	251	○
342	高月	落川（おちかわ）	174	396	○
343	高月	馬上（まけ）	143	379	○
344	高月	森本（もりもと）	115	232	○
345	高月	高月（たかつき）	669	1,700	○
346	高月	宇根（うね）	209	658	○
347	高月	東阿閉（ひがしあつじ）	141	386	○
348	古保利	東柳野（ひがしやなぎの）	110	301	○
349	古保利	柳野中（やなぎのなか）	47	135	○
350	古保利	西柳野（にしやなぎの）	43	114	○
351	古保利	重則（しげのり）	25	64	
352	古保利	松尾（まつお）	21	44	
353	古保利	高月西野（たかつきにしの）	90	273	○
354	古保利	熊野（くまの）	50	150	○
355	古保利	片山（かたやま）	27	71	○
356	古保利	西阿閉（にしあつじ）	124	334	○
357	七郷	高月東高田（たかつきひがしたかだ）	38	115	
358	七郷	高月布施（たかつきふせ）	29	94	○
359	七郷	唐川（からかわ）	95	288	○
360	七郷	横山（よこやま）	62	142	○
361	七郷	東物部（ひがしものべ）	121	326	○
362	七郷	西物部（にしものべ）	37	103	
363	七郷	磯野（いその）	99	282	○
364	杉野	金居原（かねいはら）	48	87	
365	杉野	杉野（すぎの）	101	242	○
366	杉野	杉本（すぎもと）	24	46	○
367	杉野	音羽（おとわ）	6	11	○
368	高時	大見（おおみ）	17	29	
369	高時	川合（かわい）	157	370	○
370	高時	古橋（ふるはし）	150	387	○
371	高時	石道（いしみち）	42	86	○
372	高時	木之本小山（きのもとこやま）	36	88	○
373	木之本	木之本（きのもと）	716	1,566	○
374	木之本	廣瀬（ひろせ）	524	957	
375	木之本	黒田（くろだ）	271	631	○
376	木之本	黒田新町（くろだしんまち）	62	133	
377	木之本	駅前黒田（えきまえくろだ）	25	88	

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
378	木之本	南黒田（みなみくろだ）	11	35	
379	木之本	アツトリ（あつとり）	31	66	
380	木之本	田部（たべ）	48	127	
381	木之本	千田（せんだ）	131	379	○
382	伊香具	大音（おおと）	117	303	○
383	伊香具	飯浦（はんのうら）	18	33	
384	伊香具	山梨子（やまなし）	11	20	
385	伊香具	西山（にしやま）	72	171	○
386	伊香具	田居（たい）	47	121	
387	伊香具	北布施（きたふせ）	47	127	○
388	伊香具	赤尾（あかお）	51	132	○
389	余呉	坂口（さかぐち）	57	121	○
390	余呉	下余呉（しもよご）	146	352	○
391	余呉	中之郷（なかのごう）	187	455	○
392	余呉	八戸（やと）	32	74	○
393	余呉	川並（かわなみ）	94	223	○
394	余呉	下丹生（しもにゅう）	32	75	○
395	余呉	上丹生（かみにゅう）	110	222	○
396	余呉	摺墨（するすみ）	9	15	○
397	余呉	菅並（すがなみ）	33	47	○
398	余呉	文室（ふむろ）	31	69	○
399	余呉	国安（くにやす）	54	133	○
400	余呉	余呉東野（よごひがしの）	146	381	○
401	余呉	今市（いまいち）	61	145	
402	余呉	新堂（しんどう）	40	98	○
403	余呉	池原（いけはら）	41	102	○
404	余呉	小谷（おおたに）	35	74	○
405	余呉	柳ヶ瀬（やながせ）	21	43	○
406	余呉	椿坂（つばきざか）	22	33	○
407	余呉	中河内（なかのかわち）	17	21	○
408	西浅井	塩津浜（しおつはま）	152	397	○
409	西浅井	祝山（ほりやま）	42	103	○
410	西浅井	野坂（のさか）	34	102	○
411	西浅井	塩津中（しおつかなか）	55	130	○
412	西浅井	余（よ）	87	222	○
413	西浅井	集福寺（しゅうふくじ）	54	141	○
414	西浅井	沓掛（くつかげ）	46	110	○
415	西浅井	横波（よこなみ）	31	87	○

No.	連合名	自治会名	世帯数	人口	認可
416	西浅井	岩熊（やのくま）	91	230	○
417	西浅井	余南（よみなみ）	34	99	
418	西浅井	大浦（おおうら）	282	718	○
419	西浅井	菅浦（すがうら）	61	106	○
420	西浅井	月出（つきで）	8	15	○
421	西浅井	八田部（はたべ）	88	225	○
422	西浅井	山田（やまだ）	30	72	○
423	西浅井	西浅井小山（にしあざいおやま）	30	65	○
424	西浅井	山門（やまかど）	77	189	○
425	西浅井	中（なか）	39	105	○
426	西浅井	庄（しょう）	126	311	○
427	西浅井	黒山（くろやま）	42	79	○

第7節 地域づくり協議会一覧

(人口数値等は令和6年2月1日現在)

No.	連合名	地域づくり協議会名	世帯数	人口
1	まちなか	長浜まちなか地域づくり連合会	4,130	8,668
2	六莊	六莊地区地域づくり協議会	6,441	14,574
3	南郷里	南郷里地域づくり協議会	4,658	10,616
4	神照	神照地区地域づくり協議会	8,368	19,891
5	北郷里	北郷里連合地域づくり協議会	1,779	3,838
6	西黒田	西黒田ふるさと振興会議	753	2,015
7	神田	神田地区まちづくり協議会	481	1,118
8	湯田	浅井湯田地域づくり協議会	2,298	6,203
9	田根	田根地区・地域づくり協議会	557	1,418
10	下草野	下草野地区地域づくり協議会	922	2,343
11	七尾	七尾地区地域づくり協議会	449	1,212
12	上草野	上草野地区地域づくり協議会	458	1,073
13	びわ	びわ地域づくり協議会	2,312	6,277
14	虎姫	虎姫地域づくり協議会	2,098	4,649
15	小谷	小谷地区地域づくり協議会	653	1,883
16	速水	こほく地域づくり協議会	1,252	3,496
17	朝日	朝日地区地域づくり協議会	883	2,447
18	富永	高月地域づくり協議会	574	1,554
	高月		1,871	4,868
	古保利		547	1,511
	七郷		489	1,371
19	杉野	杉野地区地域づくり協議会	179	386
20	高時	高時地区地域づくり協議会	402	960
21	木之本	木之本地区地域づくり協議会	1,819	3,982
22	伊香具	伊香具地区地域づくり協議会	363	907
23	余呉	余呉地域づくり協議会	1,168	2,683
24	西浅井	西浅井地区地域づくり協議会	1,409	3,506

長浜市地域づくり協議会の区域

